

# 生活困窮者自立支援法における 地域のネットワークの活用に関する 区市アンケート

報 告 書

平成 29 年3月



社会福祉法人  
東京都社会福祉協議会



## § 目 次 §

調査実施のあらまし	1
調査結果のあらまし	3
(1) 都内区市における生活困窮者自立支援法の実施状況と実施体制	4
(2) 都内区市における生活困窮者自立支援法の支援対象者の状況	5
(3) 支援の入口 ～支援対象者の発見～	6
(4) 支援の出口 ～支援メニューの充実と他制度の活用～	7
(5) 地域づくり ～地域ネットワークの強化と社会資源の開発～	10
調査結果	13
(1) 都内区市における生活困窮者自立支援法の実施状況と実施体制	14
① 必須事業・任意事業の実施状況と実施体制	14
(2) 都内区市における生活困窮者自立支援法の支援対象者の状況	18
① 自立相談支援の窓口における平成 28 年度の新規相談受付件数	18
② 自立相談支援窓口の新規相談者にみられる課題	19
(3) 支援の入口 ～支援対象者の発見～	26
① 新規相談者の相談経路の状況	26
② アウトリーチの取組み	27
③ 地域の関係機関と連携して行っていること	29
(4) 支援の出口 ～支援メニューの充実と他制度の活用～	30
① 支援対象者の支援をすすめる上でのニーズとそれに対する 地域の社会資源の充足状況	30
② 支援対象者の支援をすすめる中での課題	32
③ 他制度や関係機関の支援で活用していること	35
④ インフォーマルな支援で活用していること	36
(5) 地域づくり ～地域ネットワークの強化と社会資源の開発～	38
① 地域づくりに必要となる地域の課題	38
② 地域特性に応じた具体的な地域の課題	39
③ 生活困窮者支援のためのネットワークづくり	40
④ 地域の関係機関に期待すること	41
⑤ 東社協等の広域の取組みに期待すること	45



# 調査実施のあらまし

## 1 調査実施のあらまし

- (1) 調査目的 本調査は、区市が生活困窮者自立支援法を実施する中で把握した対象者の実情や課題等を把握し、地域における解決をめざすため、さまざまな主体による地域福祉活動の今後の展開と生活困窮者自立支援法における地域のネットワークの活用がより一層結び付いていくことを目的に実施したものです。
- (2) 調査時期 平成 29 年 1 月 27 日～2 月 17 日
- (3) 調査対象 東京都内区市生活困窮者自立支援法の主管課 49 か所
- (4) 実施方法 郵送による送付、郵送並びにデータ送信による回収
- (5) 回答状況 48/49 か所 (平成 29 年 3 月 7 日時点)
- 区部 (千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区)
- 市部 (八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、小平市、東村山市、西東京市、清瀬市、東久留米市、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市)
- (6) 調査項目
- 1 生活困窮者自立支援法の実施体制
    - ①担当所管部署、②各事業の実施体制
  - 2 生活困窮者自立支援制度における支援対象者の状況
    - ③平成 28 年度の新規相談受付件数、④新規相談者の抱えている課題の特徴、⑤新規相談者の抱える課題の特徴や背景
  - 3 支援対象者の発見 (=支援の入口)
    - ⑥新規相談者の相談経路の状況、⑦アウトリーチの取組み、⑧地域の関係機関と連携して行っていること
  - 4 支援メニューの充実と他制度等の活用 (=支援の出口)
    - ⑨支援対象者の支援をすすめる上でのニーズとそれに対する地域の社会資源の充足状況、⑩支援対象者の支援をすすめる中での課題、⑪他制度や関係機関の支援で活用していること、⑫インフォーマルな支援で活用していること
  - 5 地域ネットワークの強化と社会資源の開発 (=地域づくり)
    - ⑬地域づくりをすすめる上で必要となる地域の課題、⑭ネットワークづくりとして、貴区市が取組んでいること、⑮地域の関係機関に期待すること、⑯東社協等の広域の取組みに期待すること

# 調査結果のあらまし

# 生活困窮者自立支援法における地域のネットワークの活用に関する区市アンケート

## □調査結果のあらまし

1

### 都内区市における生活困窮者自立支援法の実施状況と実施体制

ポイント1

<必須事業・任意事業の実施状況と実施体制>

必須事業の「自立相談支援事業」は、60.4%が委託による実施で、都内では13区市社協が受託。3つの任意事業は、施行後、区部を中心に実施が増加し、施行から3年目の29年度には、「就労準備支援」が62.5%、「家計相談支援事業」が64.5%、「学習支援事業」が93.8%の区市が実施。

図1 自立相談支援事業の実施状況 (単位: %)

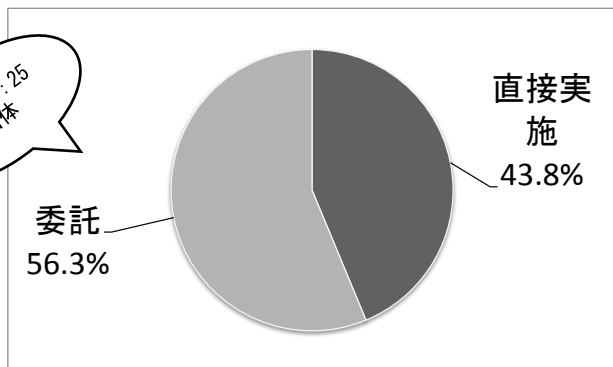


図2 就労準備支援事業の実施状況 (単位: %)

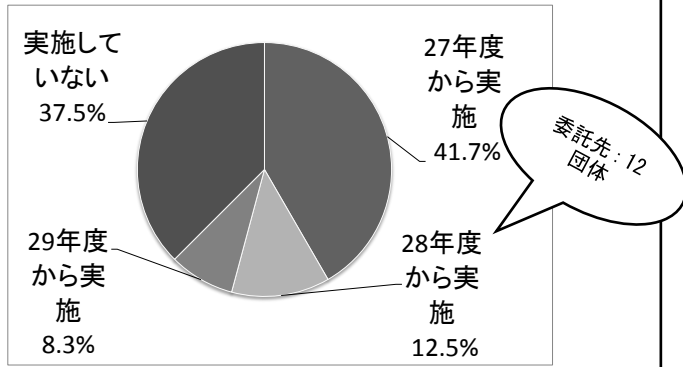


図3 家計相談支援事業の実施状況 (単位: %)

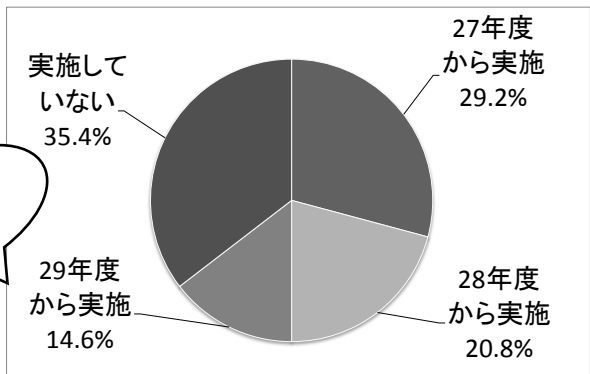
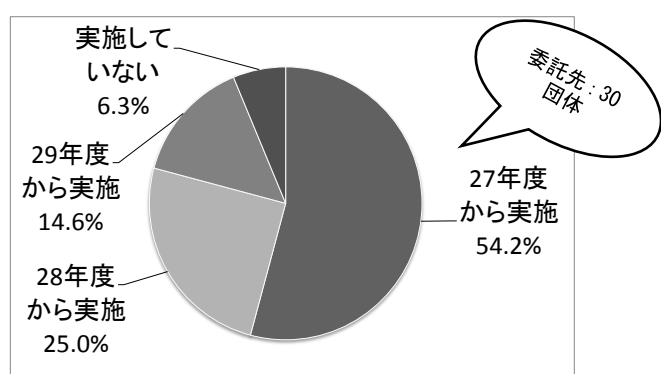


図4 学習支援事業の実施状況 (単位: %)



<都内区市社協における実施状況>

自立相談支援事業 (13) : 世田谷区、杉並区、豊島区、北区、練馬区、八王子市、立川市、調布市、小金井市、国分寺市、小平市、清瀬市、西東京市

就労準備支援事業 (0)

家計相談支援事業 (8) : 世田谷区、杉並区、豊島区、北区、練馬区、小金井市、小平市、国立市

学習支援事業 (7) : 世田谷区、中野区、豊島区、北区、昭島市、小平市、国分寺市





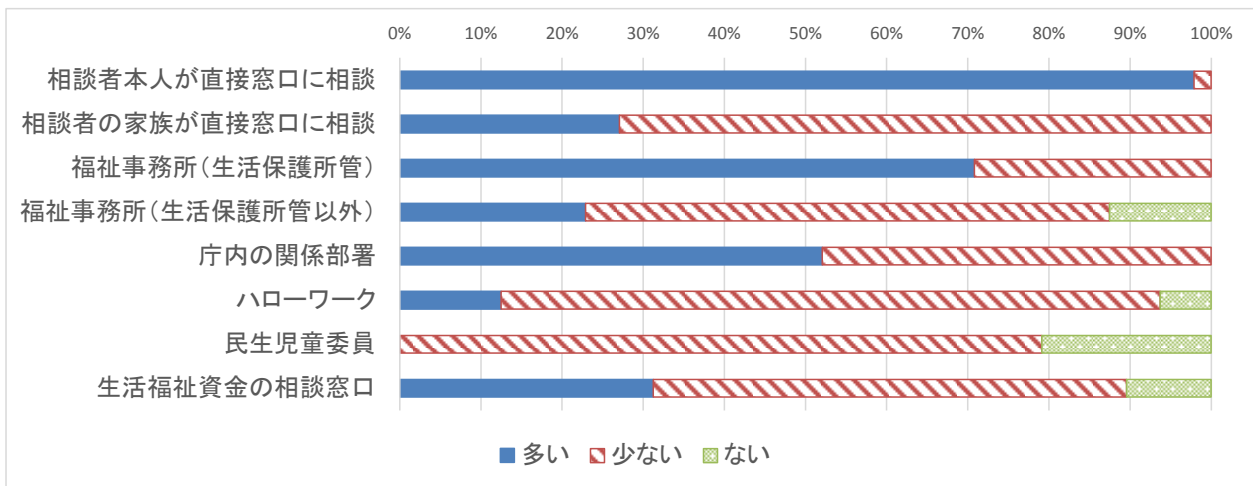
## ポイント3

＜支援対象者の相談経路＞

- (1) 相談経路は、ほとんどの区市で「直接窓口に来所」で、次いで「福祉事務所（生活保護所管）から」、「庁内の関係部署から」となっており、現状では公的な窓口からが多い。「相談者の家族から」も少ない。
- (2) 「民生児童委員から」が多い区市はなく、「生活福祉資金の相談窓口」「ハローワーク」も現状では少ない。

図5 新規相談者の相談経路

(単位：%)



## ポイント4

＜支援対象者の発見やアウトリーチの工夫＞

対象者の早期発見のためのアウトリーチでは、「特に実施していない」は22.4%で、実施している取組みもさまざまな試行錯誤の中、「近隣住民等からの相談による対象家庭への訪問」(26.5%)、「出張相談会の開催」(20.4%)などにわかれている。

具体的な取組み事例では・・・

- 社協の地域福祉コーディネーターが住民からの相談を受け、窓口につながった。
- 月1回、ハローワークに出張相談している。
- メールや電話で訴えがあった世帯へは訪問し、家庭訪問により家族の課題を把握している。
- カード式の事業案内を作り、区役所のトイレやネットカフェ等に設置している。
- 具体的な事例シートを配布して、支援対象者のイメージが伝わりやすくしている。
- NPO法人や地域活動団体が開催する会議に出向き、周知を図っている。
- 地域包括支援センターの訪問の際に、ひきこもりの子息がいることをキャッチし、同行訪問する。

など

## ポイント5

<支援ニーズとそれに対する地域の社会資源の充足状況>

「支援ニーズ」について、「身近な一般就労先」がほとんどの区市が他項目を圧倒して挙げており、半数以上の区市が挙げているのは「金銭管理や家計相談を支援できる機関」と「見守り等の支援ができる機関」となっている。



「社会資源」は、ほとんどの項目で「不足している」。特に「中間的な就労の場」は9割の区市で不足している。それ以外にも、支援の出口に至る出発点として、「社会との関わりが持てる場」の不足が指摘されている。

図6 支援をすすめる上でのニーズ

(単位：%)

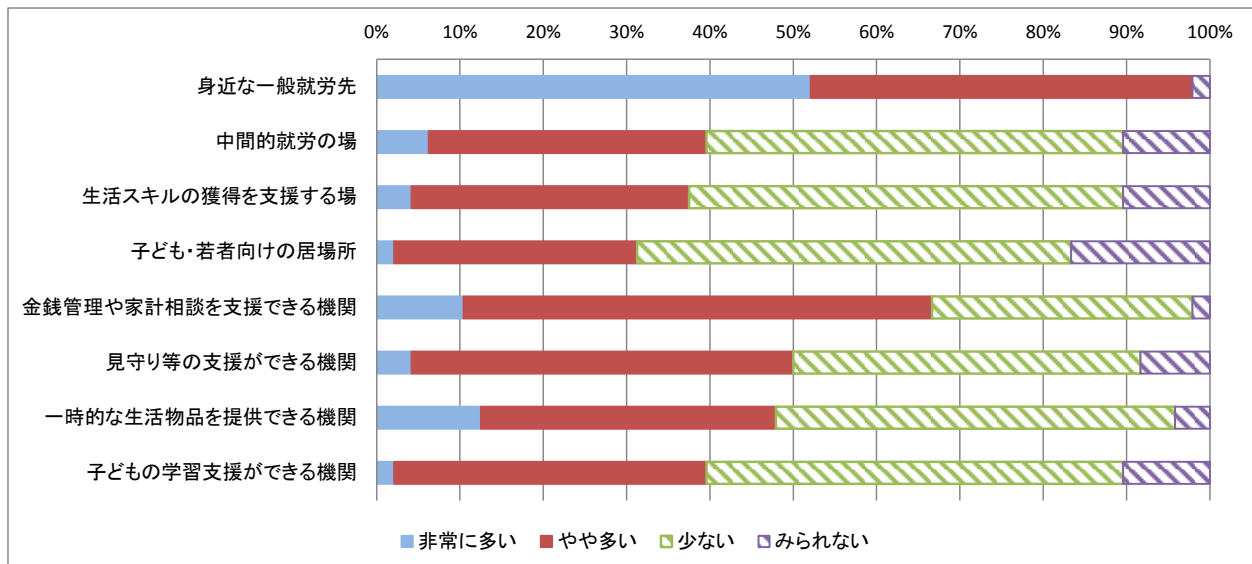
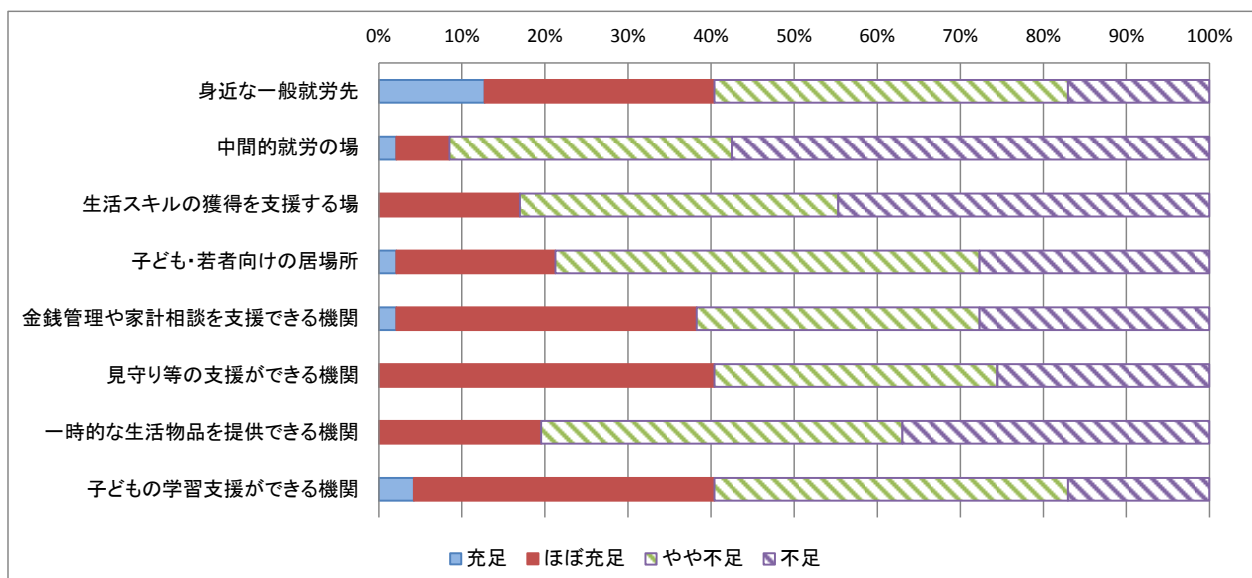


図7 支援をすすめる上での地域の社会資源の充足状況

(単位：%)



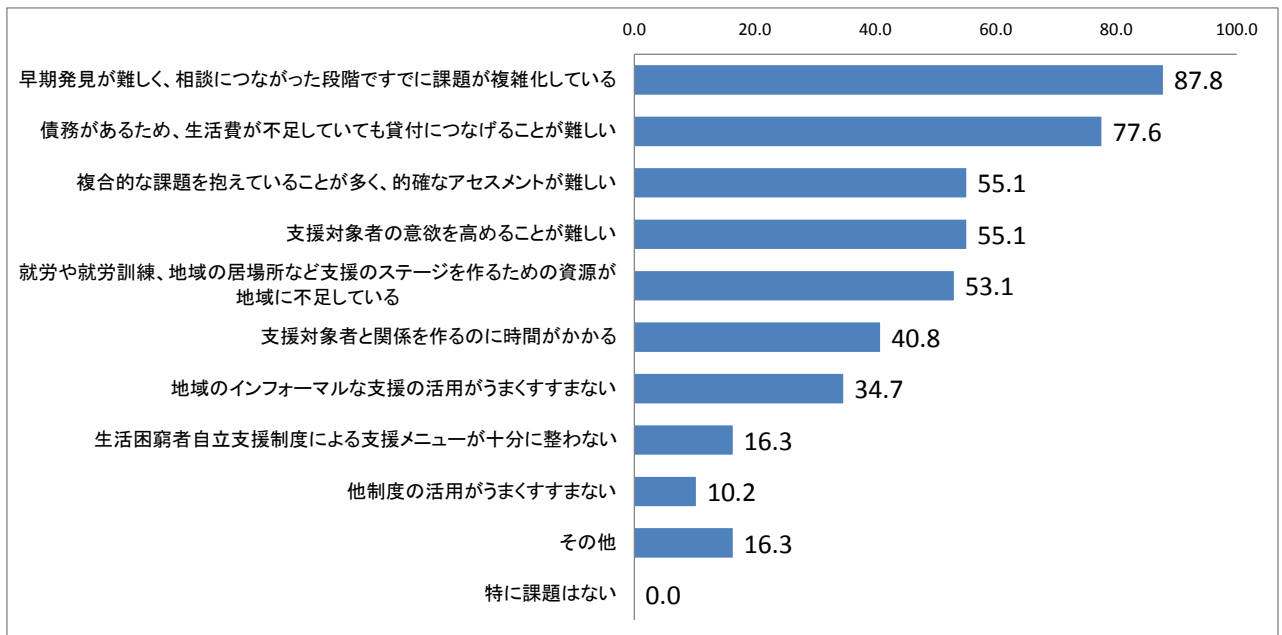
ポイント6

<支援をすすめる上での課題>

来所した時点で支援が困難な状態に既に陥っているため、既に債務があり、貸付につながらないなど、使える制度や紹介できる機関が限られてしまう。また、複合的な課題があるためアセスメントが難しかったり、支援対象者本人の意欲に課題があったり、支援のステージを作るための社会資源が不足している。

図8 支援をすすめる中での課題（あてはまるものすべて）

（単位：％）



上記の課題に対する取組みでは・・・

- 庁内で税や保険料の滞納者を相談窓口につなぐルートを構築した。
- 長期的、継続的に関わることで、対象者の気づきや環境を変えていく働きかけをする。
- 直近の1か月の行動予定や複数の方向性を相談者に示し、何をすべきかを確認する。
- フードバンクを活用することで、まずは家計の負担を軽減する。
- 連絡がつかなくなったら、積極的にアウトリーチして継続的なアプローチを続ける。
- 事前に社協に連絡し、状況を説明するようにしている。
- 地域資源を活用するために、社協の地域福祉コーディネーターと連携している。

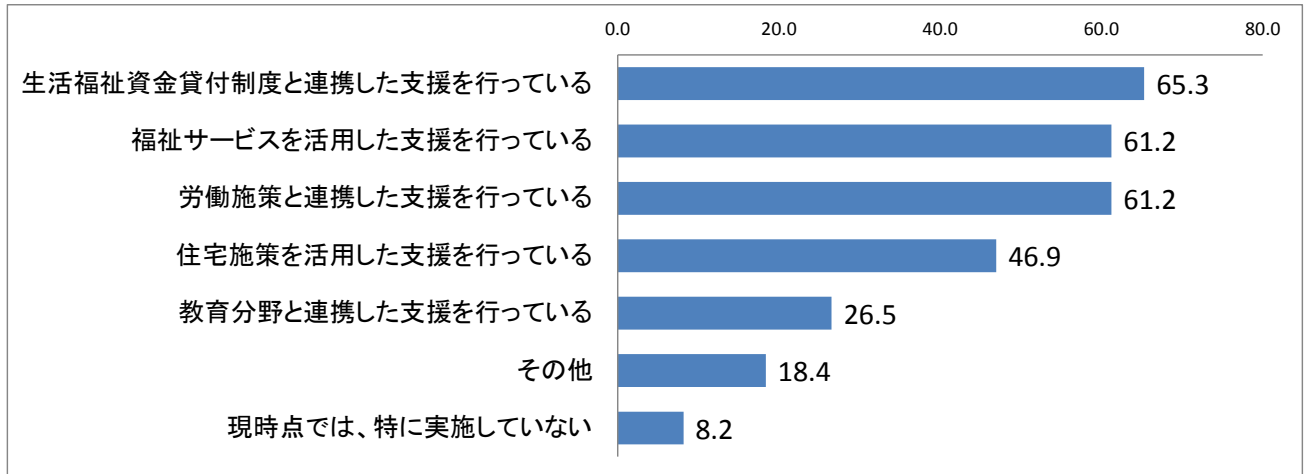
ポイント7

＜支援の出口における他制度の活用＞

他制度を活用した支援では、「生活福祉資金貸付事業」との連携が最も多い。他には地域包括支援センターや介護保険、障害福祉サービスの利用、ハローワーク、障害者就労支援機関の活用。「社会福祉法人による一時的な居室や中間的な就労の場」も挙げられている。

図9 支援の出口を拓げるための他制度や他機関の活用・連携

(単位：%)



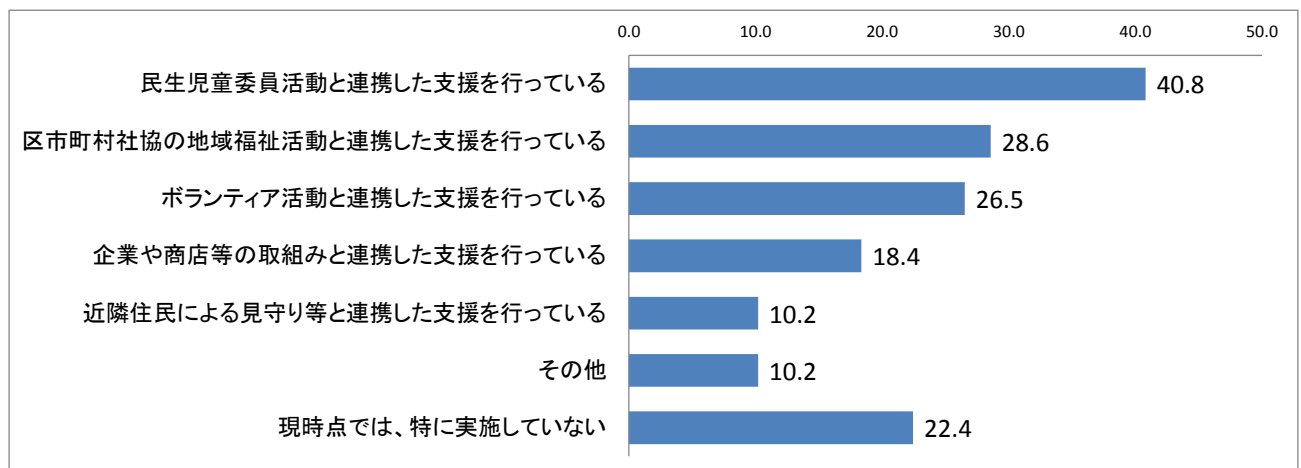
ポイント8

＜支援の出口におけるインフォーマルな支援の活用＞

インフォーマルな支援の活用では、支援の入口では少なかった「民生児童委員活動と連携した支援」が4割の区市。また、直接、住民による支援と結びつけることが難しい中、そうした支援につなげるための「区市町村社協の地域福祉活動」「ボランティアセンター」との連携も3割弱で見られる。

図10 支援の出口を拓げるためのインフォーマルな支援の活用

(単位：%)



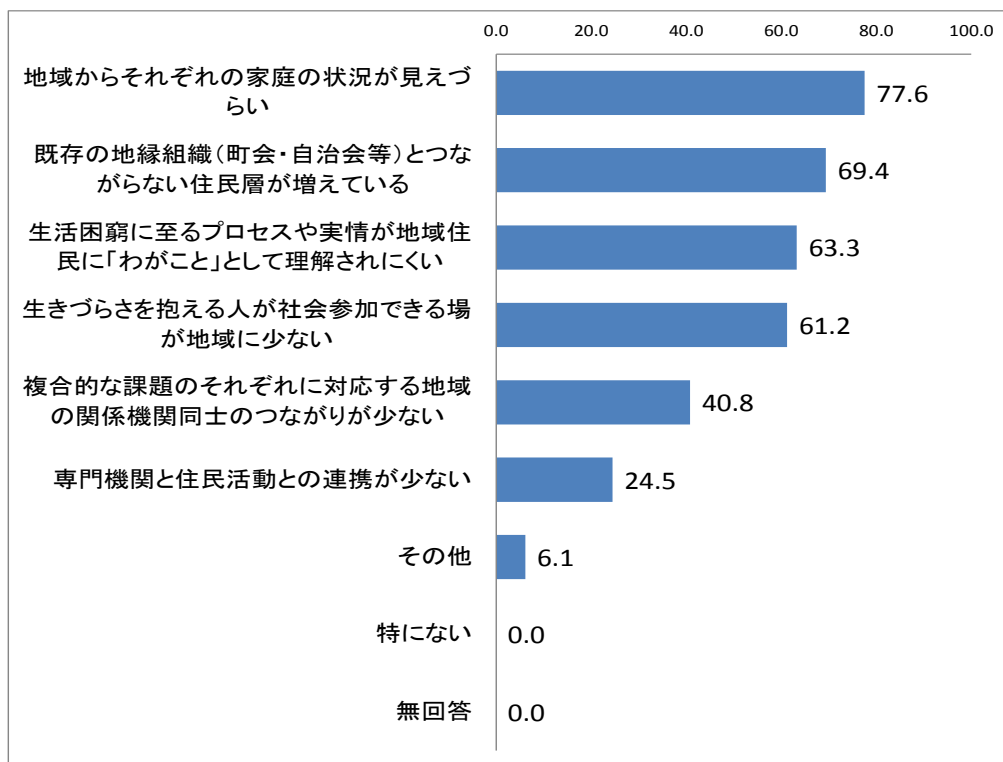
## ポイント9

<地域づくりをめぐる課題>

東京における生活困窮者支援をすすめていく上での「地域づくり」をめぐる課題は、次の4つを多くの区市が挙げている。

- ①地域からそれぞれの家庭の状況が見えづらい。
  - ②既存の地縁組織（町会・自治会等）とつながらない層が増えている。
  - ③生活困窮に至るプロセスや実情が地域住民に「我が事」と理解されにくい。
  - ④生きづらさを抱える人が社会参加できる場が地域に少ない。
- ①～④のいずれも6～7割の区市が地域づくりをめぐる課題に挙げている。

図 11 支援対象者が安心して地域で暮らせるとともに、貧困の連鎖などを生まないための地域の課題（単位：％）



「区市町村社協」「社会福祉法人・福祉施設、事業所」「民生児童委員」「NPOなどの市民活動」「企業や商店等」には、それぞれのもつ特性を活かし、地域に不足している機能を補って生活困窮者の自立支援をすすめることが期待されている。

なお、広域の都道府県社協である「東社協」には、①生活福祉資金貸付事業の実施主体としての生活困窮者自立支援制度との連携の強化、②地域づくりをすすめるためのロールモデルの提起、③社会福祉法人に期待される役割の発揮のための推進が期待されている。

1

### 区市町村社協への期待

生活福祉資金貸付事業と連携しやすい同事業の運用、現物給付のしくみへの協力、地域福祉コーディネーターや社協活動を通じた支援の出口となる地域の資源開発へのつながりが期待されている。

2

### 社会福祉法人・施設、事業所への期待

身近な中間的な就労や就労、社会参加の場の提供と、施設の専門性を活かした生活スキルの獲得への支援や情報提供の強化が期待されている。

3

### 民生児童委員への期待

支援対象者の発見とつながり役、支援開始後の見守りと相談相手や同行支援が期待されている。

4

### NPOなどの市民活動への期待

具体的な「子どもやひきこもりの人のための居場所づくり」「就労支援」「食糧支援」など、それぞれの地域で不足している支援への協力が期待されている。

5

### 企業や商店等への期待

「就労」や「就労体験」への協力が期待され、まずは、そのための情報交換の場への協力が期待されている。





# 調査結果

# 都内区市における 生活困窮者自立支援法の実施状況と実施体制

< 必須事業・任意事業の実施状況と実施体制 >

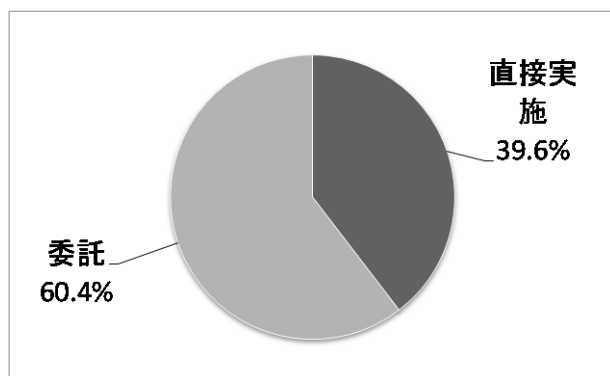
## 1 自立相談支援事業は「委託」が半数以上、「任意事業」の実施は年々増加

必須事業である「自立相談支援事業」は、60.4%が「委託」による実施となっている。都内では13区市で社会福祉協議会がそれを受託している。任意事業の3つでは、「29年度から実施」を入れると、「就労準備支援事業」が62.5%、「家計相談支援事業」が64.5%、「学習支援事業」は93.8%の区市が実施となる。いずれも、区部の方が実施率は高くなっている。

### (1) 自立相談支援事業（必須事業）

必須事業である「自立相談支援事業」は、回答のあった48区市のうち、60.4%は委託による実施となっています。

図1 自立相談支援事業の実施状況（単位：%）



ただし、区部と市部では傾向が異なり、表1のように、区部では72.7%が「委託」でしたが、市部では「委託」は半数にとどまりました。

委託先は表2のとおりで、「社会福祉協議会」が13区市です。

表1 自立相談支援事業の実施状況（区市別）

	全体	区部	市部
直接実施	19区市 (39.6%)	6区 (27.3%)	13市 (50.0%)
委託	29区市 (60.4%)	16区 (72.7%)	13市 (50.0%)

表2 自立相談支援事業の委託先

○世田谷区社会福祉協議会	○公益財団法人武蔵野市福祉公社
○杉並区社会福祉協議会	○中高年事業団やまて企業組合
○豊島区民社会福祉協議会	○公益社団法人東京社会福祉士会
○北区社会福祉協議会	○ランステッド株式会社
○練馬区社会福祉協議会	○社会福祉法人やまて福祉会
○立川市社会福祉協議会	○社会福祉法人新栄会
○調布市社会福祉協議会	○社会福祉法人創隣会
○小金井市社会福祉協議会	○株式会社パソナ
○小平市社会福祉協議会	○株式会社東京リーガルマインド
○国分寺市社会福祉協議会	○ヒューマンタッチ株式会社
○清瀬市社会福祉協議会	○NPO法人ワーカーズユープ
○西東京市社会福祉協議会	○NPO法人自殺対策支援センターライフリンク
○八王子市社会福祉協議会	※複数区市の事業を受託あり

## (2) 就労準備支援事業（任意事業）

任意事業である「就労準備支援事業」は、回答のあった48区市のうち、法が施行した1年目の「27年度から実施」しているのが41.7%でしたが、「28年度から実施」を合わせると54.2%、さらに、「29年度から実施予定」を加えると62.5%となります。

就労準備支援事業も区市別に傾向が異なります。表3のように、区部では「29年度から実施」の3区を入れると、ほとんどの区が実施となりますが、逆に市部では、「29年度から実施」までを入れて34.6%での実施で、「実施していない」が65.4%となっています。

委託先は、表4のようになっています。

図2 就労準備支援事業の実施状況（単位：%）

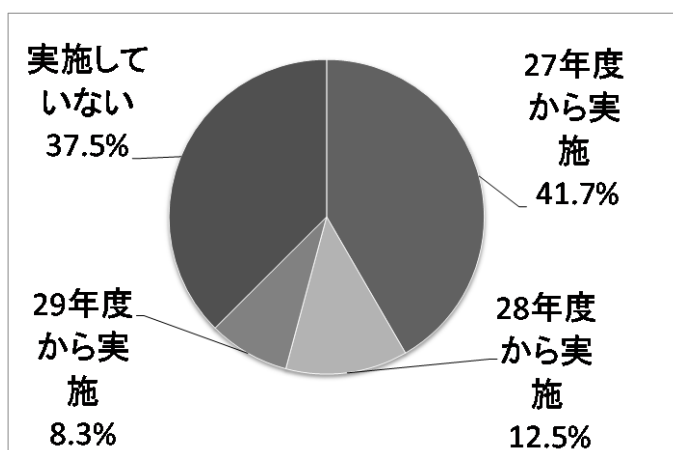


表3 就労準備支援事業の実施状況（区市別）

	全体	区部	市部
27年度から実施	20 区市 (41.7%)	14 区 (63.6%)	6 市 (23.1%)
28年度から実施	6 区市 (12.5%)	4 区 (18.2%)	2 市 (7.7%)
29年度から実施	4 区市 (8.3%)	3 区 (13.6%)	1 市 (3.8%)
実施していない	18 区市 (37.5%)	1 区 (4.5%)	17 市 (65.4%)

表4 就労準備支援事業の委託先

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| ○中高年事業団やまて企業組合 | ○NPO法人インクルージョンセンター東京オレンジ |
| ○株式会社ランスタッド    | ○公益社団法人東京社会福祉士会          |
| ○社会福祉法人特別区事業団  | ○NPO法人青少年自立援助センター        |
| ○社会福祉法人やまて福祉会  | ○社会福祉法人新栄会               |
| ○株式会社パソナ       | ○社会福祉法人武蔵野               |
| ○株式会社リーガルマインド  | ※複数区市の事業を受託あり            |
| ○NPO法人育て上げネット  |                          |

### (3) 家計相談支援事業（任意事業）

任意事業である「家計相談支援事業」は、回答のあった48区市のうち、法が施行した1年目の「27年度から実施」しているのが29.2%でしたが、「28年度から実施」を合わせると50.0%、さらに、「29年度から実施予定」を加えると64.6%となります。

家計相談支援事業も区市別に傾向が異なります。表5のように、区部では「28年度」までに77.3%の区で実施していますが、市部では「29年度から実施」からが多く、「実施していない市」が半数近くの46.2%となっています。

また、委託先に「社会福祉協議会」が8区市ありました。

図3 家計相談支援事業の実施状況

(単位：%)

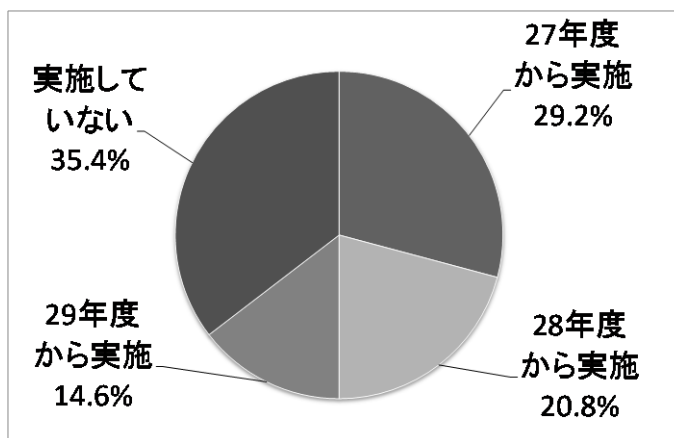


表5 家計相談支援事業の実施状況（区市別）

	全体	区部	市部
27年度から実施	14 区市 (29.2%)	11 区 (50.0%)	3 市 (11.5%)
28年度から実施	10 区市 (20.8%)	6 区 (27.3%)	4 市 (15.4%)
29年度から実施	7 区市 (14.6%)	0 区 (0.0%)	7 市 (26.9%)
実施していない	17 区市 (35.4%)	5 区 (22.7%)	12 市 (46.2%)

表6 家計相談支援事業の委託先

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ○中高年事業団やまて企業組合 | ○練馬区社会福祉協議会      |
| ○公益社団法人東京福祉士会  | ○社会福祉法人新栄会       |
| ○社会福祉法人やまて福祉会  | ○生活クラブ生活協同組合・東京  |
| ○世田谷区社会福祉協議会   | ○小金井市社会福祉協議会（予定） |
| ○杉並区社会福祉協議会    | ○小平市社会福祉協議会      |
| ○豊島区民社会福祉協議会   | ○国立市社会福祉協議会      |
| ○北区社会福祉協議会     |                  |
| ○NPO法人ワーカーズコープ | ※複数区市の事業を受託あり    |

#### (4) 学習支援事業（任意事業）

任意事業である「学習支援事業」は、回答のあった48区市のうち、法が施行した1年目の「27年度から実施」しているのが54.2%で、「28年度から実施」を合わせると79.22%、さらに、「29年度から実施予定」を加えると93.8%とほとんどの区市で実施していることになります。

区市別では、表7のように、区部では「28年度」までに回答のあった全ての区で実施となっており、市部でも、「29年度から実施」までを入れると、ほとんどで実施となっています。

図4 学習支援事業の実施状況（単位：%）

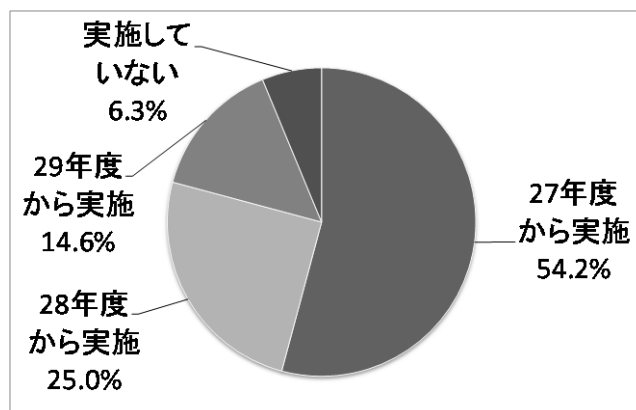


表7 家計相談支援事業の実施状況（区市別）

	全体		区部		市部	
27年度から実施	26 区市	(54.2%)	16 区	(72.7%)	10 市	(38.5%)
28年度から実施	12 区市	(25.0%)	6 区	(27.3%)	6 市	(23.1%)
29年度から実施	7 区市	(14.6%)	0 区	(0.0%)	7 市	(26.9%)
実施していない	3 区市	(6.3%)	0 区	(0.0%)	3 市	(11.5%)

表8 学習支援事業の委託先

○MLT子どもプロジェクト	○NPO法人 Learning for All
○NPO法人キッズドア	○NPO法人星槎教育研究所
○中高年事業団やまて企業組合	○合同会社 都市教育研究所
○株式会社栄光	○公益財団法人シルバー人材センター
○社団法人てらまっち	○昭島市社会福祉協議会
○NPO法人ワーカーズコープ	○小平市社会福祉協議会
○NPO法人ユースコミュニティー	○社会福祉法人創隣会
○世田谷区社会福祉協議会	○公益財団法人社会教育協会日野社会教育センター
○中野区社会福祉協議会	○社会福祉法人寿優和会
○株式会社エデュケーショナルネットワーク	○国分寺市社会福祉協議会
○NPO法人育て上げネット	○NPO法人インクルージョンセンター東京オレンジ
○豊島区民社会福祉協議会	○公益財団法人東京社会福祉士会
○北区社会福祉協議会	○株式会社トライグループ
○NPO法人青少年自立援助センター	
○NPO法人文化学習ネットワーク	
○株式会社学研教育みらい	
○NPO法人BOON	
○認定NPO法人カタリバ	

※複数区市の事業を受託あり

## 都内区市における 生活困窮者自立支援法の支援対象者の状況

<自立相談支援の窓口における平成28年度の新規相談受付件数>

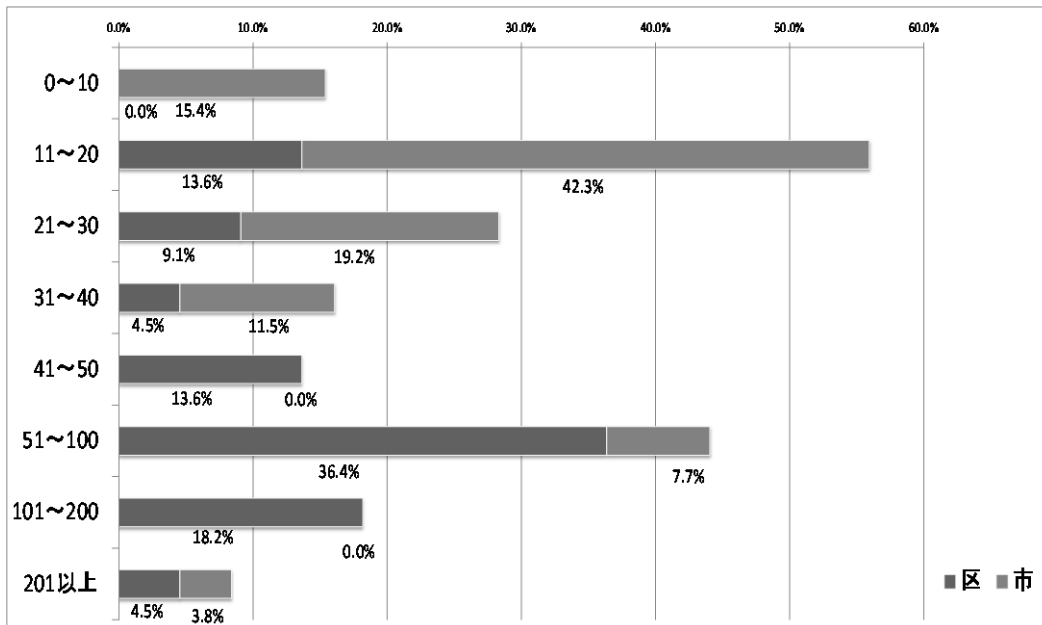
### 1 月平均で、1つの区市におおむね47.0件の新規相談

28年度における自立相談支援事業の窓口における新規相談件数は、1つの区市におおむね月平均で47.0件。「101件以上」も5区市あった。

28年度における自立相談支援事業の窓口における、1つの区市あたりの新規相談件数は、月あたりの平均はおおむね47.0件となっていました。「11～20件」の区市が多く、5区市が「101件以上」となっています。

図5 平成28年度の自立相談支援事業の窓口における新規相談件数

(単位：%)



<自立相談支援窓口の新規相談者にみられる課題>

2

## 都内では、中高年層が多く、複数の課題を抱えて当面の生活に困っている方

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援窓口の新規相談者にみられる課題からは、現在、東京の窓口につながっている生活困窮者の層として、①どちらかという、手持ち金がほとんどなく、当面の生活に困っている、②障害や疾病はある人もない人もいる、③社会的に孤立している人が多い、④どちらかというひとり暮らしの人が多く、⑤当該の区市の住民がほとんどだが、一部に他区市町村の人が多く、⑥若年層より中高年層が多い、⑦複数の課題を抱えている人が多い、というイメージがおおまかにみられた。

都内の各区市における自立相談支援の新規相談支援者が抱えている課題について、7つの項目についてそれぞれに対比する層を設けて5段階でどちらの人が多いかを聞きました。

表8 東京都内における自立相談支援窓口の新規相談者にみられる課題

(単位：%、n=48区市)

	A	← ◆ →					B
経済状況	手持ち金がほとんどなく、当面の生活に困っている	12.2%	51.0%	18.4%	14.3%	2.0%	当面の生活は成り立っているが、経済的な課題がある
障害状況	障害の手帳を持っていたり、何らかの疾病がある	4.1%	38.8%	40.8%	14.3%	0.0%	障害や疾病はみられない
社会関係	社会的に孤立している	10.2%	63.3%	22.4%	2.0%	0.0%	社会的な関係はできている
家族状況	ひとり暮らし	8.2%	53.1%	28.6%	8.2%	0.0%	同居する家族がいる
居住地	区市の住民	79.6%	12.2%	2.0%	2.0%	2.0%	他府県、他区市の住民
年齢層	若年層	0.0%	0.0%	20.4%	69.4%	8.2%	中高年層
課題	複数の課題を抱えている	55.1%	36.7%	6.1%	0.0%	0.0%	解決すべき課題は一つに絞られる

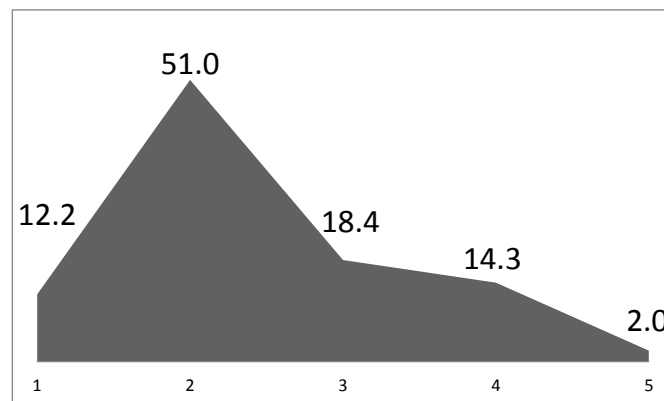
図6 東京都内における自立相談支援窓口到现在、つながっている生活困窮者像

1

## どちらかという、手持ちの金がほとんどなく、当面の生活に困っている人

経済状態

手持ち金がほとんどなく、当面の生活に困っている



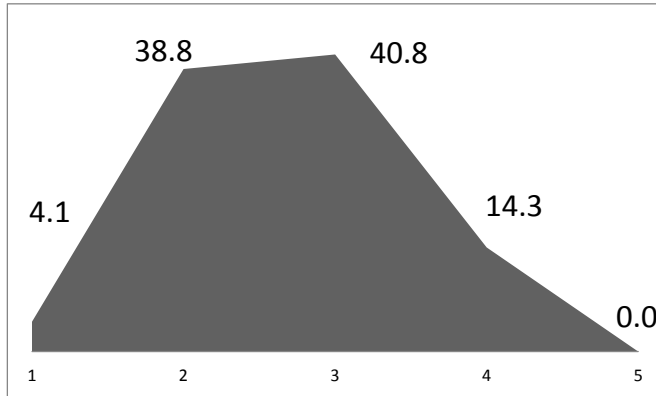
当面の生活は成り立っているが、経済的に課題あり

2

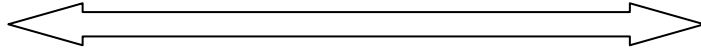
障害や疾病はある人もない人もいる区市町村が多い

障害状況

障害の手帳を持っていたり、何らかの疾病がある



障害者疾病は見られない

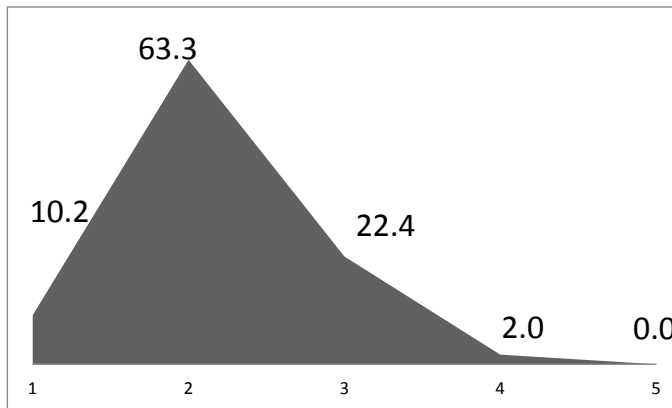


3

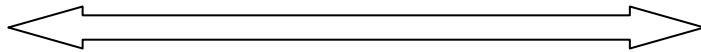
社会的に孤立している人が多い

社会関係

社会的に孤立している



社会的な関係はできていない

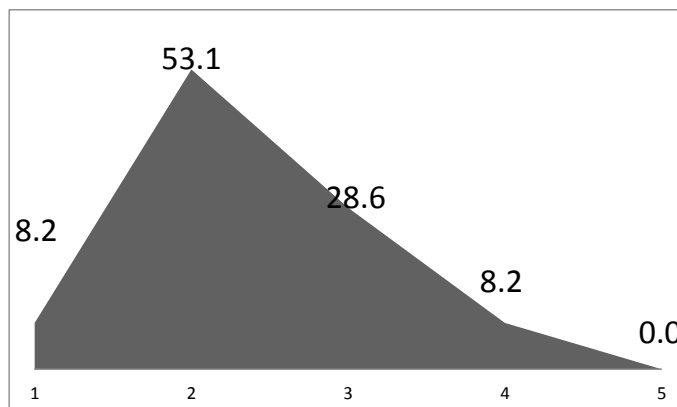


4

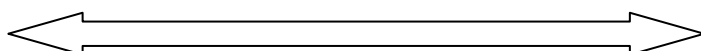
どちらかというと、ひとり暮らしの人が多く

社会関係

ひとり暮らし



同居している家族がいる

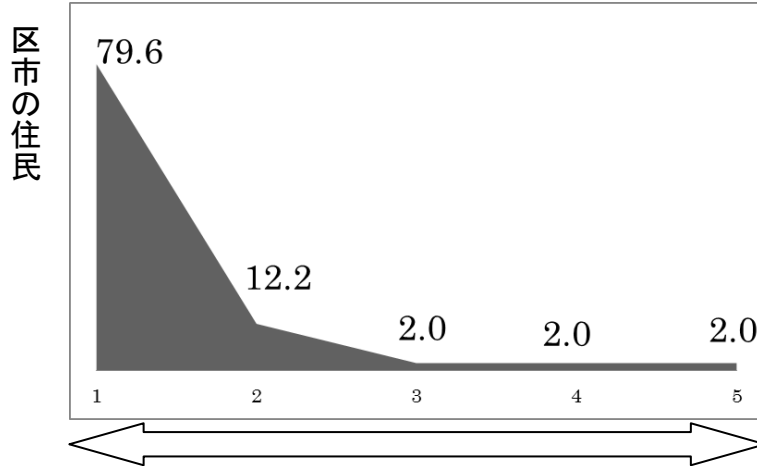




5

当該の区市の住民がほとんどだが、一部に他区市の人が多いい区市町村も

居住地

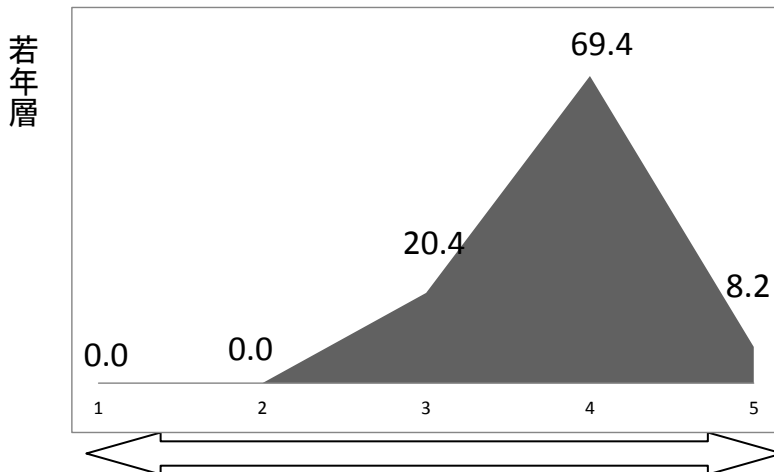


民 他道府県、都内他区市の住

6

若年層よりも中高年層が多い

年齢層



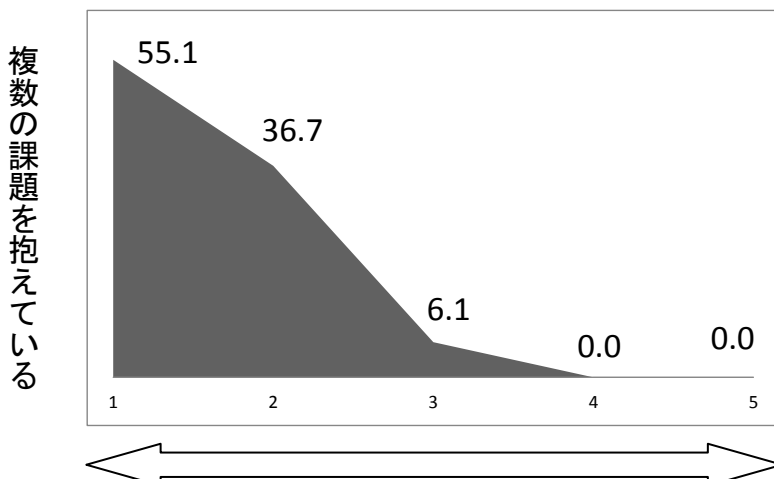
若年層

中高年層

7

複数の課題を抱えている人が多い区市町村がほとんど

抱えている課題



複数の課題を抱えている

絞られる 解決すべき課題は一つに



図7 都内の生活困窮者自立支援制度の窓口  
現在、つながっている人の全体イメージ像

また、各区市における新規相談者の特徴を自由記述で挙げてもらいました。表9のような具体的な特徴が挙げられています。

具体的なイメージ例として、例えば、次のような特徴がみられます。

Aさん  
高水準な生活をしてきたが、失業と同時に生活困窮に陥った。これまでの生活レベルを落とすことに困難を感じている。

Cさん  
仕事を求めて地方から流入し、住所も不定となっている。

Bさん  
インテーク時には「経済的な困窮」「就職困難」を訴えていたが、就労支援を通じて、社会的な孤立、家族関係、コミュニケーションの課題が見えてくる。

Eさん

Dさん  
親が高齢で子どもがひきこもり。親の年金では生活が厳しく、親の退職（病気、死亡）を契機に生活が困窮した。

学校を卒業した後、一度就職したが退職し、その後は社会的な接点のない期間が長く続き、自立での就職活動が困難になっている。

Fさん  
自営業が立ち行かなくなり、生活困難に陥るが、他の仕事に転職することが難しい。

Gさん  
カード払いやリボ払いを借金と意識せずに利用しているうちに、返済できず生活困窮となった。

Hさん  
預貯金や手持ちの資金を使い果たしてしまってから、初めて相談に訪れる。

Iさん  
経済的に困窮し、食べるものにも困る状態になって初めて相談に訪れる。

Jさん  
メンタルな課題を抱えており、就職につまずくことが多い。

Kさん  
経済面に限らず、状況を改善するための手続きや申請が自力では困難で同行支援が必要。

表9 各区市の特性をふまえた新規相談者の具体的な特徴（主な回答）

（1）区部

- 住居を喪失し、仕事を求めて都外から流入した住所不定者からの相談が多い。
- 全国各地からの相談者、住所不定者が多い。
- 高収入の豊かな暮らしから経済的困窮に陥った現実を受け入れるまで時間を要する人が多い。
- 高家賃住宅に住んでいて貯蓄がなく、失業と同時に生活困窮に陥る人が多いが、これまでの生活レベルを落とすことに困難を感じることも多い。
- 派遣など非正規雇用が多く、勤め先での人間関係は問題なくとも、親族や地域との関わりが薄く、その意味で社会的に孤立している人は多い。
- 他自治体に比べ、女性相談者の割合が多い。
- 土地や建物を所有している人が多い。
- 困窮する以前の所得水準が高い方、また、教育などに対する意識の高い人が多い。そのため、生活水準を下げることに抵抗感を感じる方や否定的な人が多い。
- 中高年の単身男性からの相談が多い。
- 手帳の取得までにはいかない程度の障害が見受けられる人が多い。
- ①収入・生活費のこと、②住まいについて、③収入・生活費のこと、④家賃やローンの支払いについて、⑤仕事探し・就労について、の5項目が他項目に比べて新規相談内容として突出している。
- 課題ごとに見れば ①経済的困窮 ②就労活動困難 ③住居の不安定 ④家族関係の問題 ⑤メンタルヘルスの課題 の順になっている。格差、貧困の影響が際立つ。
- インテーク時には「経済的困窮」「就労活動困難」「就職定着困難」等を訴える相談者が大半だが、その後の就労支援の中で、社会的孤立や家庭の問題、本人のコミュニケーションの課題が見えてくるケースが多い。
- 親からの仕送り収入やアルバイト収入等で本人が生活の困り感をあまり感じておらず、支援が難しいケースも多い。
- 単身世帯で社会的孤立状態にあり、メンタルの問題を抱えた若者が多い。
- カードローン、リボ払いなどを借金と意識せずに利用し、利子が膨れあがり返済困難になる人が多い。
- 中高年層は軽度の知的の遅れや発達の偏りのある人が多い。
- 周辺都市からの流入者が多い。状態としては、所持金が少なく、住まいを失った方の相談が多い特徴がある。また、単身の若年層が全体の6割程度を占め、再就職の課題が多く占める。
- 高齢者の抱える多くの生活課題（低収入・疾病・孤立など）が複合的に起き、家族機能の変容に伴い親族にも相談できず諦めていた方が関係機関の助言を受けて相談につながっている。
- 経済的構造の変化により、非正規雇用の増大を背景として低収入や身分不安定、解雇などに直面して住まいを失うおそれや生活維持ができない状態となり相談につながる例が多い。
- 学卒後に社会的接点がない、または一度就職したが退職し、その後社会的接点がなくなり、長期間そのような状態が続いているため、自力での就職活動がままならない人が多い。また、そのままひきこもり状態となってしまう人もいる。

## (2) 市部

- 負債、滞納が進み、所持金がほとんどなくなった時点での来所ケースが多い。背景としては、地区での孤立、相談先の周知不足がある。また、精神疾患の方の困窮等、専門機関での対応が困難であるため、支援の協力を求められることが多い。
- 65歳以上の高齢者と、40代の稼働年齢層の相談が多い。高齢者で年金受給額が少ない場合には、生活保護しか案内できるものがないことも多い。
- 住居賃貸料が高額なため、離職すると即家計を圧迫し、生活費のやりくりが困難になる。
- 求職活動をする過程で今までの生きづらさが障害から起因していることを自覚する人が多い。
- 商業地を有するため、自営業の方の相談も多く、経営不振で莫大な負債を負っている人もみられる。
- 親が高齢、子がひきこもり状態で、親の退職・病気・死亡を契機として相談に来所する人が現在の特徴的な相談者である。
- 就労収入の減少や、年金収入が少ないことから公営住宅の問い合わせや、家賃の安い物件の斡旋を希望される方が多いが、支援できるメニューや、つなぎ先がない。
- 初回給料まで、または年金支給日までの生活費として貸付を希望される方がいる場合に、貸付事業を案内するが、さまざまな理由で貸付が受けられないことが多い。そういった方にはフードバンクを案内しているが、勤務地までの交通費が不足している方もおり、食糧支援だけでは不足があると感じる。
- 精神疾患や発達障害（疑いも含む）を抱え、就労につまずく若年層の相談が増加している。
- 自身で解決しようと、どこにも誰にも相談せず、その結果、金銭的・身体的・精神的にも逼迫した状態で来所される方も多い。
- 医療費の自己負担額が支払えず、また病識がないなどの理由で医療にかかっていない人が、ますます状態を悪化させてしまい、生活困窮の度合いを深めるというパターンがあるように思われる。また、身近に相談できる相手がいらないことも多い。
- 税金の滞納問題を抱えている方が比較的多いと感じている。税金の問題を解決することは非常に困難であり、納税よりも借金返済を優先して問題を深刻化させているケースも見られる。
- 親だけであれば年金で生活できるが、子どもの生活費までは厳しく、また、子どもの将来が不安だが、当事者が会うことを拒絶する。
- 税金の滞納により、差し押さえられて生活費がない。
- 離職して、次の就職先がみつからない。家賃が支払えない。
- 40代～50代の息子がひきこもりで働いておらず、親の年金だけでは生活が苦しい。
- 自営業を長年続けてきたか、立ち行かなくなっても他の仕事に転職することは拒む人も多い。自営で生計を立てていた人を就職へと向かわせることが難しい。
- 要保護状態である世帯の相談に対して速やかに生活保護相談につなげながら、相談者のみでは困難な各種年金調査や自立支援医療、高額療養費制度等の申請、債務整理等の相談・手続きに同行し支援を行っている。
- 預貯金や手持ち資金を使い果たしてから相談にいたる方が少なくない。
- 一人暮らしで収入源や負債、家計のやりくりや健康面、家族の問題など、複数の課題を持つ高齢者が多い。
- 課題が深刻化して初めて相談する人が多い。
- 目先の問題の相談で来所するが、根本的な課題は気付いていないことが多い。
- 今年度に入ってから、特に他市からの転入者が多く、転入してすぐに生活、就労相談窓口に来所するケースが目立ってきている。
- 都営住宅居住者が多い。

<新規相談者の相談経路の状況>

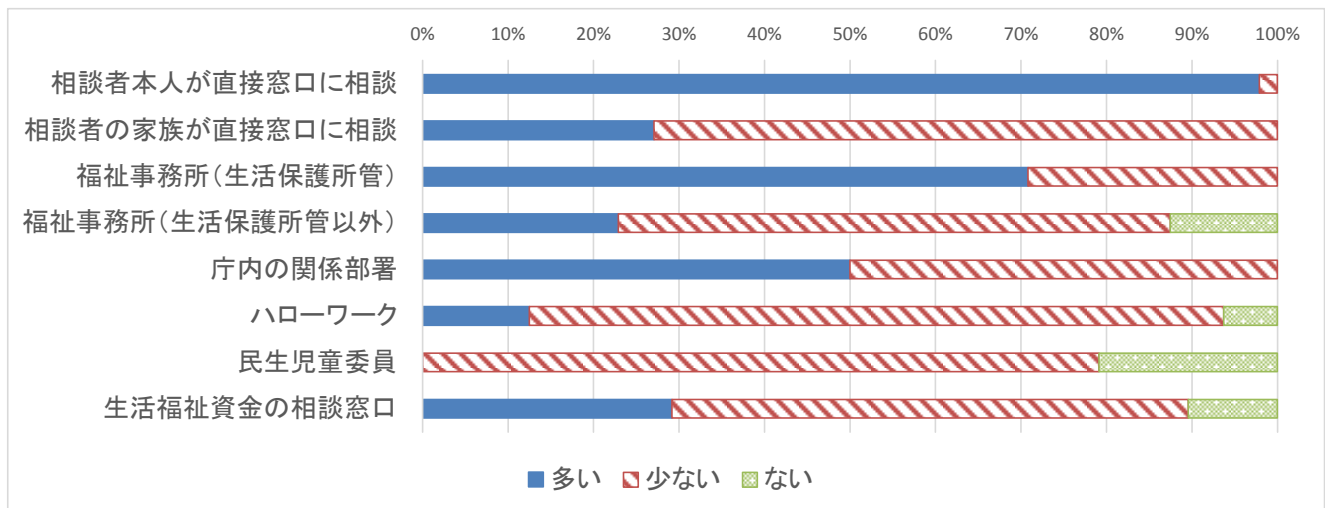
### 1 相談者本人が直接窓口に来所するか、公的な機関から相談につながる

ほとんどの区市で相談者本人が直接窓口に来所するケースが多い。それに次いで生活保護所管の福祉事務所や庁内の関係部署等、制度に関わりが深い機関・団体から相談につながるケースが見られる。一方、「社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」、「高齢者・障害者支援施設」等の福祉団体・施設や「学校」、「警察」、「不動産業者」等、生活に密着した機関や民間の事業者からつながってきたケースもある。

窓口に来所した新規相談者の相談経路の状況で半数以上の区市が「多い」と回答したのは、「相談者本人が直接窓口に来所」(95.9%)、「福祉事務所(生活保護所管)」(69.4%)、「所内の関係部署」(49.0%)の3つで、ほとんどの区市で相談者本人が直接相談に訪れることが多く、それ以外では福祉事務所や区市の関係部署等、公的な機関から相談につながったケースが多いことがわかりました。

図8 新規相談者の相談経路

(単位：%)



反対に「少ない」「ない」と多くの区市が回答したものは、「民生児童委員」(100.0%)が回答のあったすべての区市で少なく、それ以外に「ハローワーク」(12.2%)、「福祉事務所(生活保護所管以外)」(22.4%)が少ないとの結果となりました。生活困窮者自立支援制度に直接関係のない部署からつながってきたケースは、今のところ少ないと考えられます。

また、その他の相談経路として、「社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」、「高齢者・障害者支援施設」等の福祉団体・施設が挙げられる一方、「学校」、「警察」、「不動産業者」等、生活に密着した機関や民間の事業者からつながってきたケースもありました。

表10 その他の相談経路(主な回答)

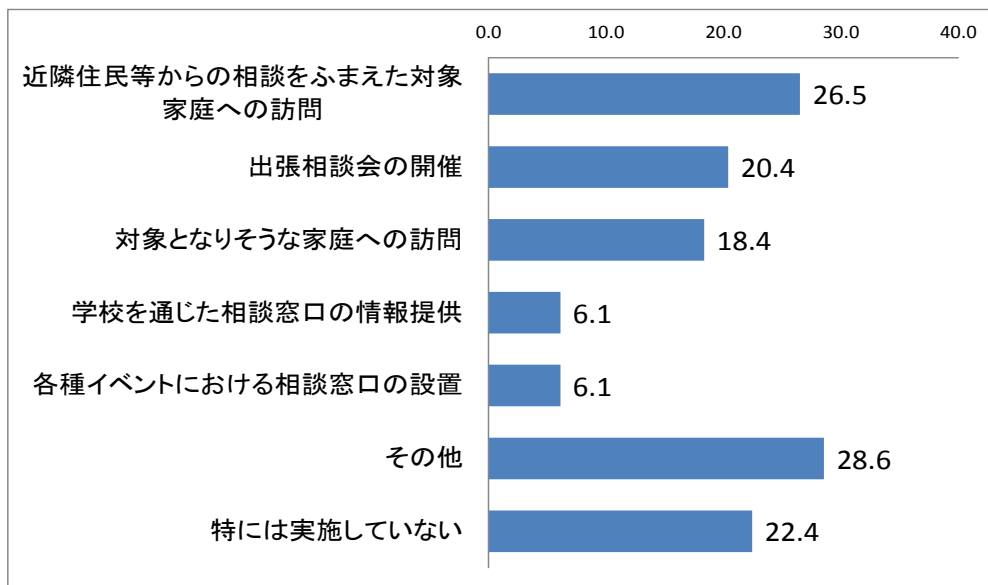
○社会福祉協議会 ○地域包括支援センター ○高齢者総合相談センター ○障害者就労支援事業所  
○CSW ○区/市議会議員 ○病院 ○学校 ○保健所 ○警察 ○不動産事業者 ○弁護士

<アウトリーチの取組み>

## 2 近隣住民からの相談、地域福祉コーディネーターや民生児童委員等と連携

アウトリーチでは、近隣住民等、地域からの相談をもとに直接対象者を訪問したり、相談会を各所で開催している。早期発見のため、近隣住民や民生児童委員、各行政機関や相談支援機関、区市社協の地域福祉コーディネーター、地域包括支援センター、ハローワーク、NPO 法人、ライフライン・不動産の事業者等、公・民を問わずさまざまな機関・団体に周知を行っている。

図9 対象者の早期発見のためのアウトリーチの取組み (単位：%)



地域に潜在する支援対象者の早期発見のために行っているアウトリーチの取組みとしては、「近隣住民等からの相談をふまえた対象家庭への訪問」(26.5%)が最も多く、次いで「出張相談会の開催」(20.4%)、「対象となりそうな家庭への訪問」(18.4%)という結果となりました。なお、「特には実施していない」(22.4%)と回答した区市も2割以上にのぼっています。

表11 その他の内容 (主な回答)

- 社会福祉協議会や大学の学生相談室との連携
- 民生児童委員の会議で制度説明
- 民間団体への事業説明
- 社会福祉協議会、地域包括への相談窓口の周知
- 関係機関を通じた啓発カード等による相談窓口の情報提供
- 関連機関、庁内全体、商工会等への情報提供

その他の取組みとして多く挙げられたのは、「民生児童委員や地域包括支援センターへの制度説明会・研修の実施」でした。チラシやポスターの掲示を通じた相談窓口の周知も広く行われています。

また、具体的な取組みの工夫としても、各行政機関や相談支援機関、区市町村社協の地域福祉コーディネーター、地域包括支援センター、ハローワーク、民生児童委員、NPO 法人、ライフライン・不動産の事業者等、公・民を問わずさまざまな機関・団体に周知を行っていることが挙げられ、それぞれの区市の実情にあわせて、支援が必要な人の把握と来所の促進に努めていることがわかります。

表 12 具体的に行っている取組みの工夫（主な回答）

- 発見の目という観点では民生児童委員の協力が欠かせないため、民生児童委員の勉強会に呼んでもらって制度の周知をする機会を設けた。
- 精神障害者向けのセミナーにて、相談窓口を設置。
- 事業の周知活動として、各行政機関のみにリーフレットを置いてもらうだけでなく、駅や病院、銭湯や居宅介護事業所など様々な所に周知活動を展開している。
- 「生活保護という言葉に抵抗がある方でも、まずはお話を伺います」ということを説明している。
- 月一回の頻度で実施するハローワークに出張しての相談窓口の設置をしている。
- 電話相談にて来談できないような困難ケースと思われた場合は能動的なアウトリーチに努めている。
- メールや電話での訴えがあった世帯へ訪問。相談過程での家庭訪問による家族の課題の把握。
- 月に1回、ハローワークで他区と合同で住居確保給付金の臨時相談窓口を開設している。
- 区/市報表紙により制度周知、カード式の事業案内をつくり区役所のトイレ・ネットカフェに設置。
- 具体的な事例シートを配布して、支援対象者のイメージを把みやすくしている。
- 区/市内地域包括支援センター長とのネットワーク会議や業務連絡会を通じて、早期発見、要支援の家庭を把握している。
- 区/市内 NPO 法人や地域活動団体等が開催する会議体及び会議参加者との定期的なネットワーク
- 相談関係機関（東京都自殺相談ダイヤル、寄り添いホットラインなど）との業務連携を通じての同行訪問
- 地域福祉コーディネーターが住民からの相談を受け相談につながった
- 出張相談会の開催に係るチラシを区内のエリアごとに戸別配布している。
- 「ひきこもり」支援のケースの場合、(早期に)本人からの支援同意を取ることが困難である為、世帯（親族）からの同意を受け、親族を対象とした居宅訪問を実施。⇒支援内容等が記載された案内（チラシ）等を準備し、本人に渡して貰うように案内。時間をかけて本人同意を取るようになっています。
- ライフラインの事業者等が参加する孤立防止ネットワークや民生児童委員との情報交換会、ケアマネ事業所のケース検討会等に出席し、生活困窮者の相談窓口や生活困窮者自立支援法に関する事業等の情報提供。
- 年に1度開催される福祉まつりで、事業周知および、出張相談を行った。
- 市内に複数ある地区協議会の一つが定期的に住民の交流の場を公共施設で開催しており、その中で相談事業も行っており、参加させていただいている。
- ちらし・ポスターを的をしぼらず、市内全域に配布、掲示をお願いしている。
- 市内の不動産屋を訪問し、住居確保給付金のチラシの設置の協力をお願いした。
- 地域包括支援センターが訪問の際に、自宅にひきこもりの息子や娘がいることをキャッチ。その後、同行訪問を行う。
- 関係機関(子ども家庭支援センター・地域包括支援センター・民生児童委員等)からの情報提供により問題を抱えた家庭への同行訪問。
- 民生児童委員の生活福祉部会と定期的に情報共有を実施
- 庁内全体に制度や窓口についてPRの実施



<地域の関係機関と連携して行っていること>

### 3 相談支援の実施や情報共有で連携し、対象者の捕捉や制度の周知を徹底

巡回相談や自宅への訪問相談等、対象者への相談支援を協働して実施したり、各支援機関との会議の開催による情報共有を行っている。また、フォーラムの開催や支援機関・団体への説明会等、支援の連携先となる相手への周知活動を行い、連携の幅を広げる活動をすすめている。

自ら SOS を発することが難しい生活困窮者を支援につなぐため、地域の関係機関と連携して行っていることとしては、「路上生活者への巡回相談」、「自宅への訪問相談」等、対象者への直接的な関わりや、「フォーラム・研修会の実施」、「ちらしの配布」、「支援機関・団体への説明会」等、支援機関への周知・啓発活動が挙げられました。

表 13 地域の関係機関と連携して行っていること（主な回答）

- 路上生活者については、巡回相談を実施している自立支援センターと連携して、年に数回、共同で夜間の巡回相談を実施している。
- 民生児童委員協議会や町会、高齢者総合相談センター等に事業の周知を行っている。
- 各地区サービス事業所や地域包括支援センター等関係機関へのリーフレットの設置を行っている。
- フォーラム実施、ホームページ開設、チラシ作製、公的な施設（図書館、保育園、小中学校、保育所等）へのチラシ配布および説明会の実施。
- 電気、ガス、水道、住宅、不動産、金融関係事業者等と協定を締結し、日常表無において異変等を察知した場合に区/市に通報をもらうことで、発見のきっかけとしている。
- 地域包括支援センターや社協の地域事務所等、身近な相談窓口への事業周知と、必要に応じた同行訪問を行う等、アウトリーチを心がけている。
- 地域包括支援センター等からつなぎの相談があり、対象者が来所できない場合には、積極的に対象者の自宅に訪問相談に行くようにしている。
- 民生児童委員に対し、生活困窮者を発見した場合は区/市に連絡するように依頼している。
- ライフラインの事業者等が参加する孤立防止ネットワークや民生児童委員との情報交換会、ケアマネ事業所のケース検討会等に出席し、情報提供を行っている。
- 庁内外の他部署から支援対象者と思われる相談者がいた場合は、積極的に案内してもらうよう連携している。
- 税金や保険等の窓口との連携
- 地域包括支援センターや保健所とのケース会議を開催し、相談者やその世帯への支援を連携して行っている。
- 地域包括支援センターとの同行訪問。
- 関係機関に対象者のイメージを持っておいてもらえるよう、年2回関係機関等を集めた定例会議を行っている。
- CSW と不定期に情報交換を行い、それぞれができること等を意見交換している。
- 社協が募金箱を関係機関や店舗等に設置する際に同行し、窓口の案内を置いている。
- 地域包括支援センターのセンター長会議、介護支援専門員のネットワーク会議で制度を説明。
- 庁内全体に制度や窓口について PR している。
- 各種の関係機関連絡会に出席し、対象になる方がいればまず相談してほしいとお願いし、関係機関からの相談も受けることで連携を深めている。

# 支援の出口

## ～支援メニューの充実と多制度の活用～

<支援対象者の支援をすすめる上でのニーズとそれに対する地域の社会資源の充足状況>

### 1 身近な一般就労先のニーズが多いが、中間就労の場の不足も深刻

支援対象者の支援をすすめる上でのニーズについて、「身近な一般就労先」が圧倒的に多く、ほぼすべての区市でニーズが多いとの回答を得た。支援をすすめる上での地域の社会資源の充足状況としては、すべての選択肢について6割以上の区市で不足しており、特に「中間就労の場」は、9割の区市が不足していると回答した。また、「就職決定から給料日までのつなぎ資金」等の緊急・一時的な支援制度の必要性が挙げられる一方、「生活全般を支えてくれる小規模な職場」等、制度だけでは対応できない社会との関わりが持てる場も必要であるとの意見が寄せられた。

図10 支援をすすめる上でのニーズ

(単位：%)

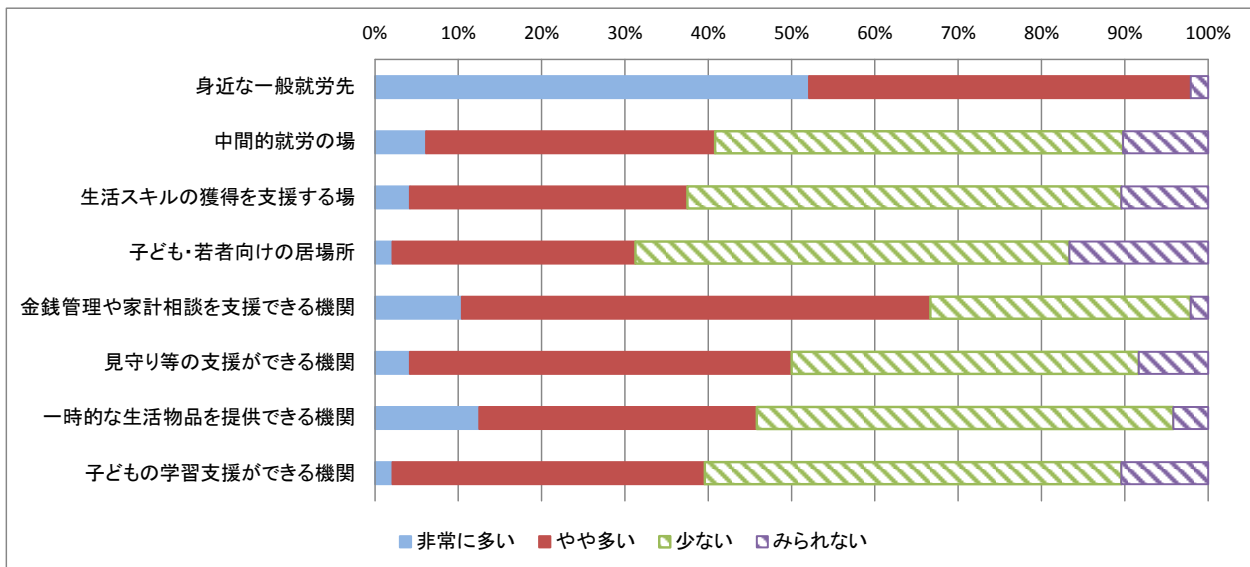
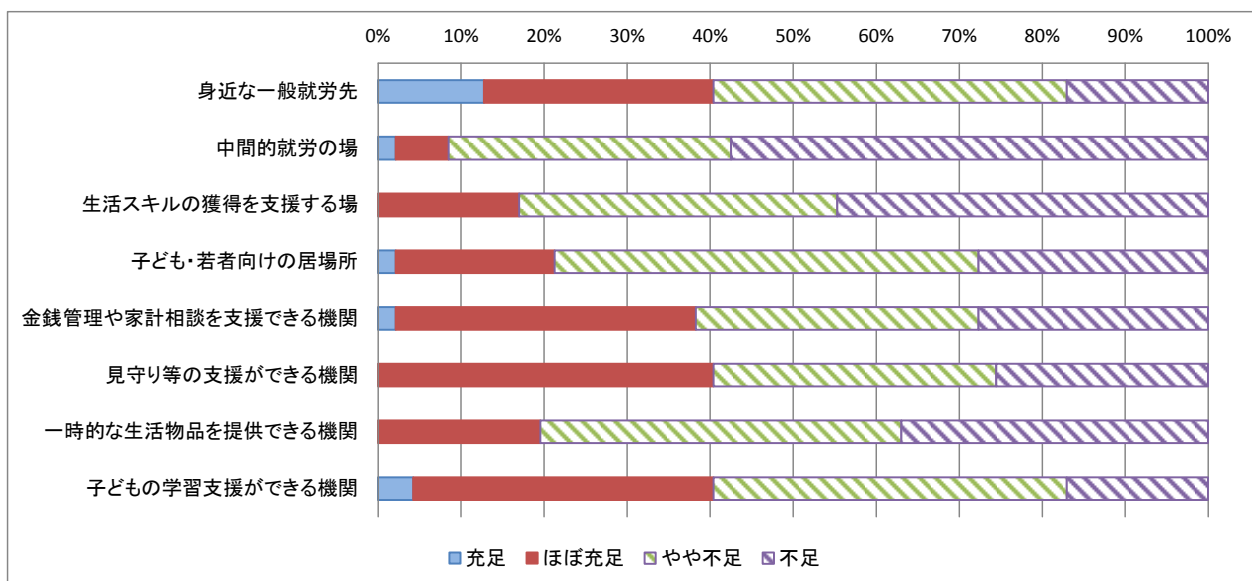


図11 支援をすすめる上での地域の社会資源の充足状況

(単位：%)



支援対象者の支援をすすめる上でのニーズの状況で、「非常に多い」、「やや多い」と回答されたものとしては、「身近な一般就労先」(95.9%)が圧倒的に多く、ほぼすべての区市でニーズが多いとの回答を得ました。次いで「金銭管理や家計相談を支援できる機関」(65.3%)、「見守り等の支援ができる機関」(49.0%)、「一時的な生活物品を提供できる機関」(44.9%)が挙げられました。一方、中高年層が自立相談支援の窓口につながっているケースが多いなか、「子ども・若者向けの居場所」(30.6%)、「生活スキルの獲得を支援する場」(26.7%)はニーズとしては少なくなっています。

そうしたニーズに対する地域の社会資源の充足状況について、「充足」、「ほぼ充足」との回答が多かったものは「身近な一般就労先」(12.2%)、「見守り等の支援ができる機関」(38.8%)、「子どもの学習支援ができる機関」(20.4%)となりました。「やや不足」、「不足」との回答が多かったものでは、「中間就労の場」(87.8%)が9割以上の区市で不足しており、「生活スキルの獲得を支援する場」(79.6%)、「一時的な生活物品を提供できる機関」(75.5%)、「子ども・若者向けの居場所」(75.5%)も約8割の区市で不足しているとの結果が出ました。「生活スキルの獲得を支援する場」、「一時的な生活物品を提供できる機関」については、どちらもニーズが「非常に多い」、「やや多い」との回答が5割以上にのぼっており、とりわけ制度だけでは対応しきれないニーズについて、資源が不足していることが考えられます。

また、その他の不足している社会資源としては、「緊急一時的な資金」、「日払い就労」、「就職決定から給料日までのつなぎ資金」等の緊急・一時的な支援制度の必要性が挙げられる一方、「社会参加の場」、「生活全般を支えてくれる小規模な職場」等の社会との関わりが持てる場も必要であるとの意見が寄せられました。

表 14 その他、ニーズに応じた支援のために不足している社会資源（主な回答）

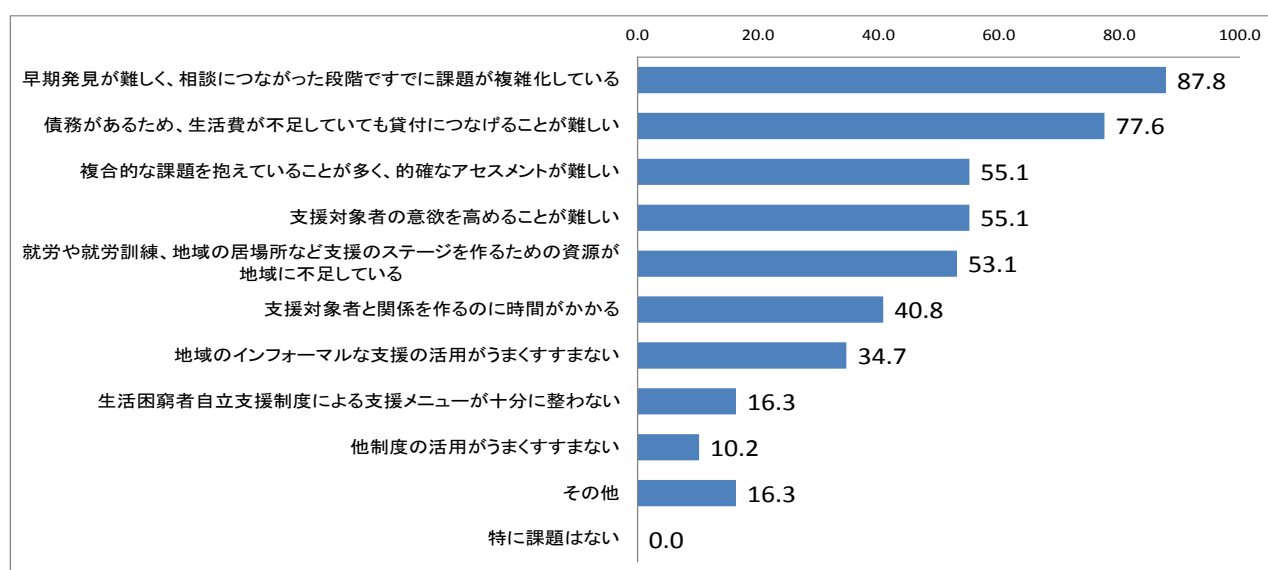
- 区外から区内へ通学している子どもへの支援
- 緊急一時的な資金が必要な際に利用できる貸付資金
- 就職決定から給料日までのつなぎ資金
- 就労時や転居時の保証人や緊急連絡先となる機関や制度
- 中高年齢層の地域での社会参加の場
- 女性用の住込みまたは寮付きの就労先
- 支援対象者の課題を理解した上で、業務習得だけでなく、親方のように生活全般を支えてくれる小規模な職場
- 就職活動用のスーツの貸し出しや就労訓練事業所
- 判断能力の低い高齢者および障害者の成年後見人選任までのつなぎ制度
- 高額な治療費のかからない療養型の医療機関
- 日払い就労
- 就職面接などでの移動交通費支援
- ひきこもりに対応した専門機関
- 障害者雇用されている方のダブルワーク先
- 子ども食堂、フードバンク等、食に関して取組んでいる機関
- 無料・低額宿泊所

## 2 早期発見が難しく、相談時には課題が複雑化して支援メニューが限られる

ほとんどの区市で、来所した時点で支援が困難な状態に陥っている相談者が多いため、使える制度や紹介できる機関等が限られているケースが見られる。相談者本人の課題意識や、制度の狭間にいるために、複合的な課題を的確にアセスメントすることが難しく、現状から抜け出せないケースも少なくない。そこで、ぎりぎりの状態になる前に相談につながるよう周知活動を徹底し、つながってからも本人への継続的な働きかけに力を入れている。ニーズに即した地域の社会資源を活用するために地域福祉コーディネーターと連携する取組みもみられた。

図 12 支援をすすめるなかでの課題（あてはまるものすべて）

（単位：％）



支援対象者の支援をすすめる中での課題については、「早期発見が難しく、相談につながった段階ですでに課題が複雑化している」（87.8%）、「債務があるため、生活費が不足して付につなげることが難しい」（77.6%）が多くの区市で見られるという結果になりました。また、「複合的な課題を抱えていることが多く、的確なアセスメントが難しい」（55.1%）、「支援対象者の意欲を高めることが難しい」（55.1%）、「就労や就労訓練、地域の居場所など支援のステージを作るための資源が地域に不足している」（53.1%）も5割以上の区市が「あてはまる」との回答を寄せました。支援の窓口で相談に来た時点で、すでに支援が困難な状態に陥っている相談者が多く、使える制度や紹介できる機関等が限られていることが推測されます。

具体的な課題として挙げられた内容も、「対象者自身に課題意識がない」、「障害等を抱えているが認識していない」、「ひきこもりに近い方は、本人に会うことが難しい」等、相談者本人とのやりとりに困難があるケースや、「就職、居住の際の保証人がいない」、「支援メニューを利用するための交通費などの自己負担が払えない」、「緊急的な対応ができないため、就労意欲があっても生活が成り立たず、福祉事務所（生活保護）を案内せざるを得ないケースがある」、「当面の生活費を確保するため、まずは日払い、週払いの就労先を探さなければならないので、常勤の就職をめざした就労活動に集中することができない」等、制度の狭間にいる相談者が多く、せっかく相談につながったり、就労や生活の立て直しへの意欲があっても、活用できる制度がなく、現状からなかなか抜け出せないケースがあるという回答が多くみられました。

表 15 支援をすすめる中での具体的な課題（主な回答）

- 就職が決まったり、あるいは低家賃住宅への転居などを検討する際に保証人がいない
- 対象者自身に課題意識がなく、支援を拒否している方への支援
- 家賃等の滞納がある方の情報を早めにつかみたいが、個人情報保護の問題があるため、本人の同意がなければ情報が入らない。
- 地域で孤立し、生活不安がある場合においても身近な関係機関への相談に至らず、初回相談時には複雑化、重症化している事例が見受けられる。
- 70～80歳代の就労支援
- 手帳取得にはいたらない、病識のない障害等を抱えている人の就労、生活支援
- 就労支援が中心となっており、一時的な困窮者に対する支援メニューが少ない
- 行政の組織が縦横な連携をとることによって支援を進めることが必要であると言われるが、他の部署に同じ意識を持ってもらうのは難しい。
- 課題点の全容があきらかになるまで時間・面談回数がかかるケースが多い。債務・借金が恥ずかしいことと考える相談者もあり、経済的な背景の把握が難しい。
- 本人が自身の困っていることの解決に、お金を借りる以外の行動の見直しを必要と感じ、自立支援窓口の伴走が有効であると感じてもらうまでが難しい。
- プラン策定前の相談段階で連絡が取れなくなってしまう相談者等が一定数おり、そうした方の支援終結を判断するタイミングが難しいため、支援員の持ち件数が増えている。
- 初回相談の段階で公共料金の滞納が深刻な状況となっていること。
- 本人の就労意欲が欠落しているケースも多く、せっかく相談につながっても就労意欲の喚起、就労開始となるまでに時間を要することがあること。
- 関係機関で支援を尽くした状態で相談窓口につながるが、支援できないことが多い。
- うつ病等の精神疾患の疑いが多いように見られる。家族間の絆がうすい。
- 助言による支援がメインになるため途中で投げ出されてしまう。
- 一時的に貸付を受けることができれば、生活保護を受けなくても生活ができる場合がある。
- 生活保護基準以下の方が生活保護を拒否している場合に、その他の支援策がない場合がある。
- 生活福祉資金の貸し付けを受けられない方で、生活費が不足している場合、当面の生活費を確保する必要がある。よって、まずは日払い、週払いの就労先を探さなければならないので、常用就職を目指した就労活動に集中することができない。
- 緊急的な対応ができないため、就労意欲があっても生活が成り立たず、福祉事務所（生活保護）を案内せざるを得ないケースがある。
- 地域の障がい者支援センターなどのつなぎ先があっても、本人がそこでの支援を拒否した場合、そのすべてを自立相談窓口で抱えることには限界があり、対応に苦慮している。
- 相談内容が家計支援に関連する場合、専門的な内容に踏み込んだ対応が困難である。
- 相談内容の多くは、今日の生活も成り立たないぎりぎりの状態であるので、時間をかけてのプラン作成、自立支援とはなりにくい。
- 制度利用（特に住居確保）に際してすべき事のハードル（来庁回数等）が高いうまく利用に繋がっていない。
- つなぎ資金の充実の必要性。家族内での方針のズレがあり、世帯での支援が困難となっている。
- 1人ひとりの支援に時間がかかり、マンパワーが不足している。
- 対象者が孤立しがち
- せまい範囲での就労を希望し、選択肢が狭まる。
- 生活困窮者自立支援制度に「貸付制度」がないため、債務があつたり、すでに手持ち資金がない場合は本人に精神的抵抗があっても生活保護に繋げざるを得ない。
- 対象者が支援メニューを利用するための交通費などの自己負担が払えない。
- 精神的に不安定な方は、なかなか行動が伴わず、支援が長期化しがちである。
- ひきこもりに近い方は、本人に会うことが難しい。
- 大人の発達障害と思われる方や、精神疾患を抱えている方が多く、就労収入で自立できる状態でない場合もある。
- 各制度の狭間にいる相談者が多く、利用可能な制度を探すことが困難。

支援をすすめる中での課題に対して、実際に取組んでいることとしては、「庁内で、税・国民健康保険などの滞納者を相談窓口につなぐルートを構築している」、「関係機関との連携を図り、現在関わっている機関から窓口を案内してもらっている」、「地域資源を活用するために、地域福祉コーディネーターと連携する」等、ぎりぎりの状態になる前の段階で相談につながれるよう、関係機関への周知と連携が多く、多くの区市から挙げられました。

また、障害や意欲の面で本人とのやりとりが困難なケースについては、「長期的、継続的に関わることで、対象者の態度変容や自身が気づいていないニーズに気づく様に働きかける事を心掛けている」、「本人との信頼関係の構築を大切にする」、「定期的な電話連絡や訪問を行い、場合によっては手紙を送付する」、「親族との関係を維持し、本人に会えるよう粘り強く働きかける」等、相談によってつながった糸が切れないう、継続的に関わりを持とうと働きかけています。

表 16 課題に対して取組んでいること（主な回答）

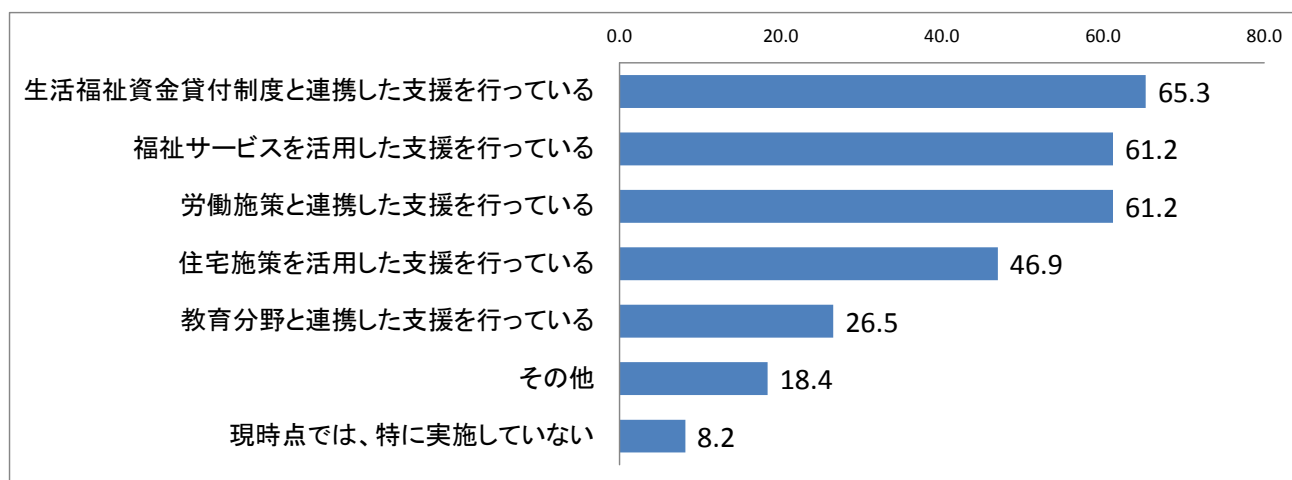
- 庁内で、税・国保などの滞納者を相談窓口につなぐルートを構築し、生活困窮者支援に関するPRちらしを配布している。
- 長期的、継続的に関わることで、対象者の態度変容や自身が気づいていないニーズに気づく様に働きかける事を心掛けている。同時に対象者ではなく、環境を変えることで課題が解決するかどうか、環境を変えることができるかどうか検討している。
- 関係機関との連携を図り、現在関わっている機関から窓口を案内してもらっている。
- 他制度で利用可能なものを案内している。
- 協力企業の開拓。有資格者の配置や専門機関との連携など。
- 出張相談会、地域包括担当者への事業説明。
- 就職した企業へのジョブコーチ的支援、農業体験等就労準備支援の拡充。
- フードバンク、医療特診券の自立相談支援機関での配布、交通費の自立相談支援機関での支給。
- 定期的に庁内連絡会を持ち、連携の意識を共有するよう努めている。
- 直近1~2か月間の行動予定や複数の方向性を相談者に示し、何をすべきかということの確認やどんな状況にあるのかを認識してもらうようにしている。
- カンファレンスの時間を設け、チームアプローチとなるよう担当する職員の支援をしている
- 一定期間連絡が取れないのであればいったん終結とし、再度相談に来た時には支援を再開するといったルールを策定し、持ち件数の管理を行っている。
- 担当課への同行支援を行い、分納・延納交渉などを行う。
- 孤立防止のためにカウンセリングを続け、サロンなどのインフォーマルな資源も活用している。
- 食料支援と様々な媒体を活用しての就労支援。生活保護の正しい理解を促すための情報提供。
- フードバンク（食料品の現物支給）を活用する事で家計の負担を軽減。
- 関係機関で支援を行っているうちから、相談窓口が連携できるような環境づくり。
- 状況確認や支援方針等について関係機関で協議し、その協議結果に基づいた支援を行っている。
- 本人との信頼関係の構築を大切にする。
- 住居喪失者で就労意欲のある方には、東京チャレンジネットを紹介。
- ぎりぎりの状態になる前に相談につながるよう生活困窮者自立支援制度の周知に努めている。
- 「相談」という関係性が断絶してしまえば、解決の糸口すらつかめないうため、相手の状況等をよく見て対応し、関係性をつないでいけるように注意している。また、連絡がつかなくなった場合には、積極的にアウトリーチに出かける等、相手へのアプローチを継続していく。
- 定期的な電話連絡や訪問。場合によっては手紙を送付。
- 給与面での充実を説明し、就労先の範囲を広げるよう説得する。
- 事前に社協に連絡し、状況を説明するようにしている。
- 親族との関係を維持し、本人に会えるよう粘り強く働きかける。
- 地域資源を活用するために、地域福祉コーディネーターと連携する。

<他制度や関係機関の支援で活用していること>

### 3 生活福祉資金貸付制度や福祉サービス等を中心に関係機関の支援を活用

6割以上の区市が、支援の出口を拡げるために生活福祉資金貸付制度や福祉サービスを活用している。就労については社会福祉法人の提供する中間的就労の場やTOKYOチャレンジネット、ハローワーク等を活用し、子どもを含む世帯には学習支援事業の紹介や子ども家庭支援センター等と連携して支援を行っている。

図 13 支援の出口を拡げるための他制度や他機関の活用・連携 (単位：%)



支援の出口を拡げるために活用している他制度や関係機関の支援の内容は、「生活福祉資金貸付制度と連携」(65.3%)が最も多く、「福祉サービスを活用」(61.2%)、「労働施策と連携」(61.2%)も6割以上の区市で行われています。

その具体的な内容として、就労に関しては社会福祉法人が実施する一時的な居室や中間的就労の場の提供を活用したり、障害者就労支援機関やTOKYOチャレンジネット、ハローワークとの連携が挙げられました。また、子どもを含む世帯への支援については、学習支援事業の紹介や、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センターと連携しています。

表 17 具体的な取り組み内容 (主な回答)

- 直ちには貸付の条件に合致しなくても、家計相談や増収指導を行い、自立相談支援機関が継続的に関わることで貸付につなげている。
- 地域包括支援センターとの合同事例検討や保健所主催のひきこもりサポートネットの活用。
- 生活福祉資金と住宅確保給付金を併用して、集中して就労活動に取り組めるよう支援している。
- 介護サービスや障害者就労支援機関につなげ連携して支援する。
- 生活保護制度の紹介。
- 障害者手帳等の取得を支援。
- 社会福祉法人による一時的な居室の提供や中間的就労の場の提供。
- TOKYOチャレンジネットとの連携。
- スクールソーシャルワーカーとの連携。
- 学習支援事業の周知。
- ハローワークと連携した支援。
- 職業訓練、合同面接会の活用。
- 食糧支援、セカンドハーベストの活用。
- 子ども家庭支援センターと連携。

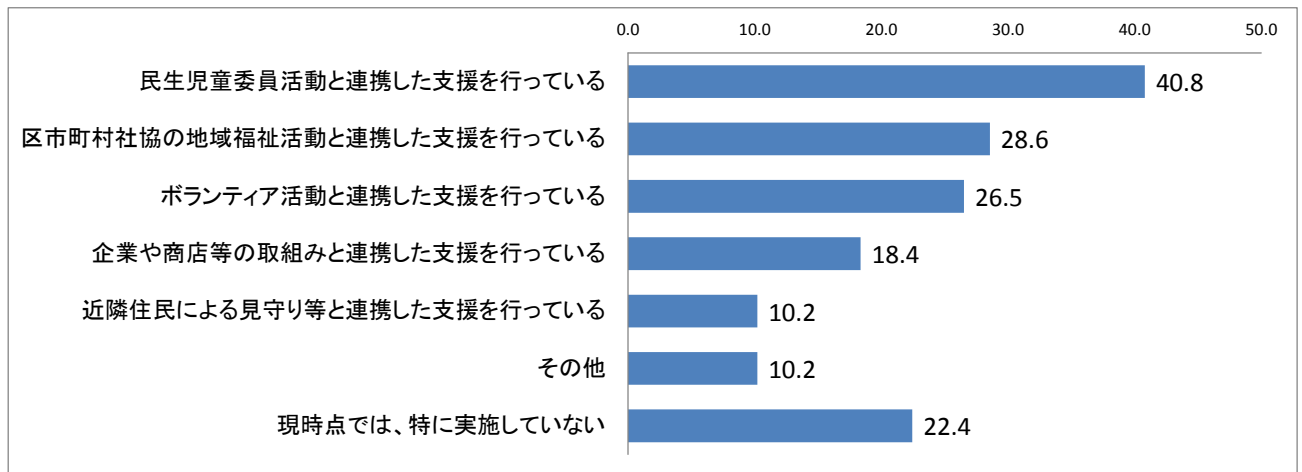
<インフォーマルな支援で活用していること>

#### 4 民生児童委員や区市町村社協、ボランティアと連携して支援を実施

約4割の区市が支援の出口として民生児童委員との連携に力を入れており、区市町村社協やボランティア等も含め、地域のインフォーマルな支援を活用している。直接、地域住民によるインフォーマルな支援につなげることは難しく、福祉に関わる機関・団体との協働が多く、多くの区市で挙げられる一方、「理解ある企業で仕事体験」等、市民や企業と連携し、相談者が地域で暮らす基盤づくりに力を入れている区市もある。

図14 支援の出口を拓げるためのインフォーマルな支援の活用

(単位：%)



支援の出口を拓げるために活用しているインフォーマルな支援については、「民生児童委員」(40.8%)が最も多く、約4割の区市が民生児童委員と連携して支援を行っていることがわかりました。次いで「区市町村社協の地域福祉活動」(28.6%)、「ボランティア活動」(26.5%)との結果となりました。この結果からは、区市側から直接近隣住民に働きかけることは難しく、具体的なインフォーマルな支援につなげるためには、中間的な存在が必要となることがわかります。

具体的な取組みの内容としては、関係者による情報交換会の実施や、社協による地域サロンやCSWとの連携等、福祉に関わる機関・団体との協働が多く、多くの区市で挙げられる一方、「商店街の夏祭りで困窮者がボランティア体験」、「理解ある企業や公民館等での仕事体験」等、市民や企業と連携し、相談者が地域で暮らす基盤づくりに力を入れている区市もあります。

表18 具体的な取組み内容 (主な回答)

- 民生児童委員を含めた個別支援チームの結成、情報交換会の実施
- 民生児童委員による家庭訪問、日常的な見守り活動
- 商店街の夏祭りで困窮者がボランティア体験
- 理解ある企業や公民館等での仕事体験
- 企業や商店街でのポスター・ちらしの掲示
- 中間就労の利用
- 社協の地域サロンの活用
- ボランティアセンターとの情報共有
- 社協 CSW との連携





<地域づくりに必要となる地域の課題>

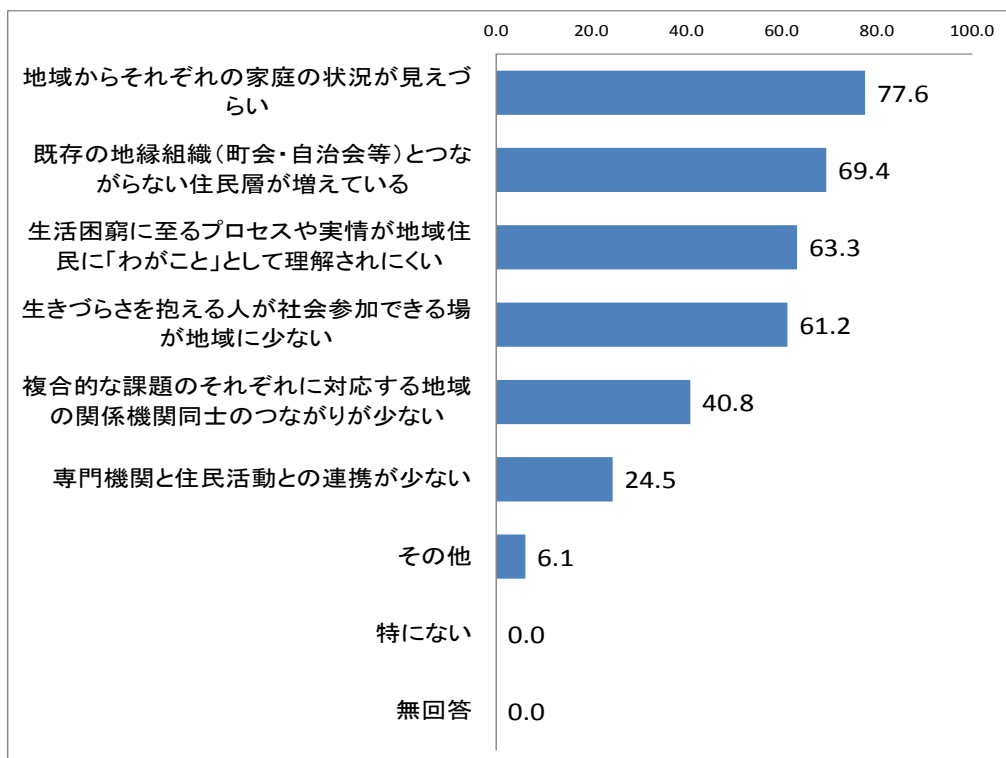
### 1 地域住民同士の関係性そのものが、支援対象者にとっての地域づくりの課題

支援対象者の地域での暮らしの実現及び貧困の連鎖を生まない地域づくりに向けた課題は、すべての区市において何らかの課題があると回答。具体的には「家庭状況が見えづらい」「地縁組織とのつながりが希薄な住民の増加」「生活困窮の実情が『わがこと』として理解されにくい」という地域住民同士の関係性が支援対象者等への地域づくりの課題とされている。また、地域に支援対象者が社会参加できる場の少なさも指摘されている。

支援対象者の地域での暮らしの実現及び貧困の連鎖を生まない地域づくりに向けた課題について、「特になし」との回答は0%であり、すべての区市で何かしらの課題があると認識されています。具体的な内容では、「地域からそれぞれの家庭の状況が見えづらい」(77.6%)、「既存の地縁組織とつながらない住民層が増えている」(69.4%)、「生活困窮に至るプロセスや実情が『わがこと』として理解されにくい」(63.3%)といった、地域住民同士の関係性に基づく課題が、上位に挙げられています。また、「生きづらさを抱える人が社会参加できる場が地域に少ない」も61.2%の区市で課題として挙げており、これは支援の入口と出口に共通している課題となっています。

その他では「生活に困っていることを近隣に知られたくない思いが強く、支援が受けられない」「プライバシー重視の考え方があり、地域の方や民生・児童委員も踏み込みづらい状況がある」と、「生活困窮」という課題が、当事者と周辺の双方でプライバシーの壁を作っている状況もうかがえます。

図 15 支援対象者が安心して地域で暮らせるとともに、貧困の連鎖などを生まないための地域の課題 (単位: %)



<地域特性に応じた具体的な地域の課題>

## 2 区部・市部それぞれの事由による、住民同士の関係性の希薄さが課題

全般的に、地域住民同士の関係性の希薄さが課題として挙げられている。区部は地縁組織に属さない賃貸マンションの居住者が多く、支援対象者は地方からの上京者や、高齢になり年金が少額な中、持家の保持が難しくなった人がいる。市部では公営住宅やニュータウン、単身世帯が多く、地域との交流がないまま高齢になった支援対象者が認められる。区部・市部ともに見られる課題として、高齢の親と同居する壮年の引きこもり世帯も課題として挙げられている。

地域特性に応じた具体的な課題の自由記述に、6区11市から回答がありました。

区部では、支援対象者として「地方からの上京者」「定住性が低い」「家賃が高く、更新・引っ越しが困難」「年金が少額で持ち家に住み続けられない」という特徴が挙がっています。市部は公営住宅・ニュータウンに住む高齢者世帯とともに単身者世帯も多く、どちらも地域住民同士で交流する機会をあまり持っていないことが指摘されています。家賃の安さから転入した、他地域で支援を受けていた人が対象者に認められることも特徴です。市部では、社会資源の少なさも課題として挙げられています。

また、地域からは見えにくい、収入のある高齢の両親と同居する引きこもりの人は、区市ともに回答がありました。

表 19 地域特性に応じた具体的な地域の課題（主な回答）

### 区部

- 地方から就職のために上京し、ネットカフェや路上生活となった方からの相談が多い。
- 生活費に占める家賃割合が高く、経済的困窮により、更新も引っ越しも困難な状況に陥りやすい。
- 持家に住み続けたいが、高齢で年金が少額であるため、日常生活から困窮に陥ってしまう。
- 生活困窮に陥る方の多くは、もともと定住性が低い方が多いため地域とのかかわりが薄く、その必要性を感じていないことが多い。
- 賃貸マンションが多く、居住者は町会等に属さないため、地域とのつながりが希薄である。

### 市部

- 大規模公営住宅があるが、地域交流の機会が少ない。そのため家庭状況が周囲から見えづらい。
- 新興住宅地が多く、もともとの住民ネットワークが弱い。新興住宅地に居住されている方はプライドが高い方も多く、支援を受けることを恥じる傾向もあるため、早期に適切な支援につながりにくい。
- 市内に単身者向けの賃貸物件が多く、自立相談支援期間が支援している利用者も単身世帯が過半数であるが、その利用者と地域とのかかわりはほとんど見られない傾向にある。
- 転入して間もない方が、生活費の不足を訴えて相談に来るケースが数件あった。転宅費用で貯金を使い果たしている状態である。
- 家賃が低額のためか、他市の生活困窮者相談窓口で相談していたケースもある。
- 支援対象者が就労できる企業や、参加可能な資源が少ない。

### 区部・市部共通

- 収入のある高齢者と同居する引きこもり傾向の子ども（いわゆる80・50問題）が地域でも把握されていない。（区部）
- 両親の経済的な庇護により表に現れないが、両親の高齢化とともに引きこもりの息子や娘が顕在化する。（市部）

### 3 約4割で既存・新設の協議会を活用、未実施でも周知活動を展開

4割の区市において、既存の協議体や生活困窮者自立支援法施行後に新設した協議体を通じてネットワークづくりに取り組んでいる。現時点では特に行っていないと回答した地域でも、既存の各協議体に参加し、生活困窮者支援の制度に関する周知を行っているところがあった。

生活困窮者支援のためのネットワークづくりとして取り組んでいることについて、「既存の協議体を活用」(20.4%)、「生活困窮者自立支援法施行後に新たに協議会を設置」(18.4%)と、約4割で協議会を通じたネットワークづくりをすすめています。会議の開催の他、「無料学習支援団体のネットワーク化(豊島区)」、「自殺未遂者支援コア会議への参加(江戸川区)」といった特定の目的に即したネットワークづくりも見られました。

また、「現時点では特に行っていない」とした地域でも、既存協議体で生活困窮者支援に関する周知をすすめているとの回答がありました。

図 16 生活困窮者支援のためのネットワークづくりとしての取組み (単位: %)

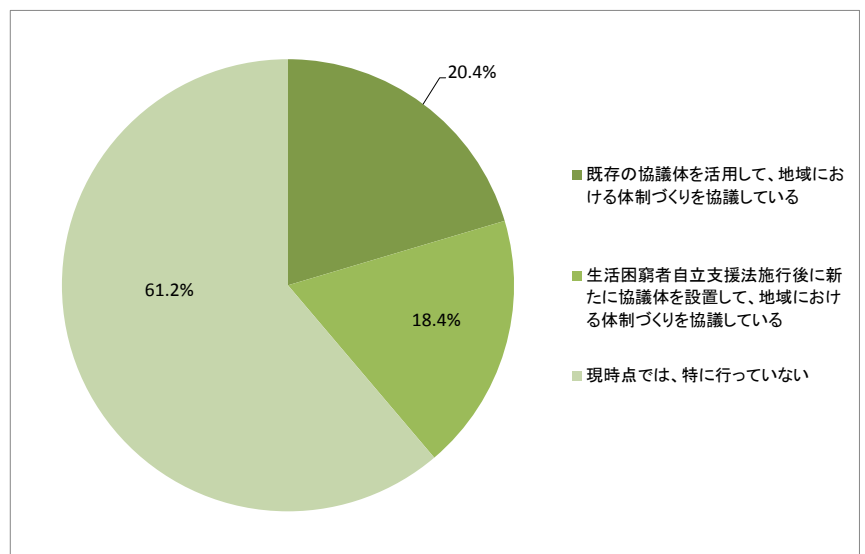


表 20 生活困窮者支援のためのネットワークづくり (主な回答)

#### 既存協議体を活用

- 自殺未遂者支援コア会議への参加(メンバー構成: 地域包括支援センター・ケアマネジャー協会・福祉部(援護)・子ども家庭支援センター・健康サポートセンター等)。(江戸川区)
- 既存の「八王子市低所得者・離職者対策事業ネットワーク会議」を、生活困窮者自立支援法施行後、「生活困窮者自立支援ネットワーク会議」に移行し、開催。(八王子市)
- 地域見守りネットワーク会議(高齢)、子ども家庭支援ネットワーク連絡会(子ども)。(国立市)

#### 生活困窮者のための協議体の新設

- 地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、情報共有や学生ボランティア募集の場としている。(豊島区)
- 多重債務等の専門的な相談に対応するため、区内の法律事務所に所属する弁護士によるネットワークを構築し、対応している。(豊島区)
- 社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人等のネットワークづくりを行い、就労体験の場の提供などの働きかけを行う。(練馬区)
- 地域関係機関調整会議を年4回実施。区関係所管のほか、地域の就労支援機関、若者支援機関、障害者支援機関・団体等が集まり、情報交換や事例検討を実施(世田谷区)

<地域の関係機関に期待すること>

#### 4 貸付の見直し、就労体験先の確保、支援対象者の早期発見を期待

「区市町村社協」には、生活福祉資金貸付事業と連携しやすい運用、現物給付のしくみへの協力、地域福祉コーディネーターや社協活動を通じた支援の出口となる地域の資源開発へのつながりが期待されている。

「社会福祉法人・福祉施設、事業所」には、身近な中間的就労や就労、社会参加の場の提供と、施設の専門性を活かした生活スキルの獲得や情報提供の強化が期待されている。

「民生児童委員」には、支援対象者の発見とつながり役、支援開始後の見守りと相談相手が期待されている。

「NPOなどの市民活動」には、その力を活かした具体的な「子どもやひきこもりの人への居場所づくり」、「就労支援」、「食糧支援」など、それぞれの地域で不足している支援への協力が期待されている。

「企業や商店等」には、「就労」や「就労体験」への協力が期待されている。

支援対象者が安心して暮らせ、貧困の連鎖を生まない地域づくりに向けて、地域の機関に期待することについて、①区市町村社協、②社会福祉法人・福祉施設、事業所、③民生児童委員、④NPOなどの市民活動、⑤企業や商店の活動に分け、具体的な意見をいただきました。

## (1) 区市町村社協へ期待すること

区市町村社協へ期待することは、「支援対象者への直接支援に関すること」、「地域住民等、支援対象者の周辺の人に関すること」、「関係機関に関すること」に分類されます。

支援対象者への直接支援にかかわる意見が多かったのは、「生活福祉資金貸付事業」についてです。同事業の実施主体は東社協で、区市町村社協はその窓口となっています。生活困窮者支援につながるための連携の必要性を区市側でも感じています。また、フードバンクや現物支給といった、一時的な現物給付の制度を期待する意見もありました。その他、支援の出口のメニューを地域に広げるためには、区市町村社協が間に入ってくれることや地域福祉コーディネーターを通じた連携の強化が求められています。「活動団体への支援」、「ボランティアに参加できる仕組みづくり」等を期待する意見がありました。

支援者の周辺の人に対しては、「生活困窮者自立支援制度の周知・啓発活動」、関係機関に対しては「情報・支援方法のノウハウ共有」、「活動団体の支援」等が挙げられました。

表 21 区市町村社協に期待すること（主な回答）

<p><b>支援対象者への直接支援に関すること</b></p> <p>【生活福祉資金貸付事業】※実施主体は都道府県社協</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○緊急小口資金や貸付制度について、生活困窮者の支援につながりやすいよう、利用しやすくしてほしい（次の収入日までのライフラインの復旧等）。</li><li>○貸付までの期間短縮。</li><li>○少額の貸付。</li></ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○生活困窮者自立支援制度に特化した一時的給付（現物支給）。</li><li>○地域福祉コーディネーターがいる場合は、困窮者の発見。</li><li>○フードバンク支援。</li><li>○学生服やスーツ、家電品などのリユースシステムづくり。</li><li>○困窮者の社会参加のステップとしてボランティア活動に参加させていただく仕組みづくり。</li><li>○出張相談窓口。</li><li>○アウトリーチの強化。</li></ul>
<p><b>地域住民等、支援対象者の周辺の人に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○市民への啓発活動。</li></ul>
<p><b>関係機関に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○居場所へのつなぎ。</li><li>○CSW等、関連事業との連携。</li><li>○活動団体の支援、助成金の支給。</li></ul>

## (2) 社会福祉法人・福祉施設、事業所へ期待すること

社会福祉法人・福祉施設、事業所に対する期待は、区市町村社協への期待と同様に、「支援対象者への直接支援に関すること」、「地域住民等、支援対象者の周辺の人に関すること」、「関係機関に関すること」に大別されます。

最も多かったのは、身近な地域における支援対象者の就労や就労体験の場の提供への協力を求める意見です。回答のあったほとんどの区市で意見として挙げられていました。就労は、就労訓練事業への登録、中間的就労の場の提供、就労体験の受入れ、単純軽作業のアルバイト等、さまざまな形態による就労の機会が求められていることが見出せます。雇用型の受入れを望む声がある一方、ボランティアとしての受入れや、見守りを兼ねた交流の場の提供という、社会参加の機会を希望する意見もあります。

また、施設の専門性を活かした生活スキル獲得のノウハウ等、実践に基づく支援方法や情報共有を期待する声もありました。

表 22 社会福祉法人・福祉施設、事業所に期待すること（主な回答）

<p><b>就労</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○就労訓練事業への協力。</li><li>○中間的就労の場の提供。</li><li>○単純軽作業（他社とのコミュニケーション力を高く求めない）のアルバイトの柔軟な受入れ。</li><li>○就労体験機会の提供。</li><li>○給付型のサービス提供（就労体験で交通費、食事代等の支給等）。</li></ul> <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○障害者就労支援事業所の場合、生活スキルの獲得のノウハウなどの共有。</li><li>○大阪のレスキュー事業のような緊急支援の仕組み。</li><li>○自ら SOS を発せない困窮者に関する情報提供。</li><li>○地域貢献として地域の困窮者向けの食堂や見守りを含めた交流の場。</li></ul>
---

## (3) 民生児童委員へ期待すること

民生児童委員へ期待することには、「実際の支援への協力」と「支援制度の周知・啓発」に関する意見が挙げられました。

「実際の支援」としては、支援対象者の発見・情報提供、相談機関への「つなぎ役」という支援の入口にかかわる内容と、支援開始後の「訪問同行、見守り、相談相手」があります。

一方、「支援制度の周知・啓発」では、地域に対する制度の周知とともに、民生児童委員にも制度そのものを知ってもらう必要性が指摘されています。

表 23 民生児童委員へ期待すること（主な回答）

<ul style="list-style-type: none"><li>○困窮者の早期発見。</li><li>○困窮世帯やそうした世帯の子どもについての情報提供。</li><li>○地域の実態把握。</li><li>○地域で発見した生活困窮者のつなぎ。</li><li>○支援対象者の見守り、身近な相談役。</li><li>○困窮世帯への訪問同行。</li><li>○個別支援チームの一員としての活動。</li><li>○事業に対する理解の更なる促進。</li></ul>
--

#### (4) NPOなどの市民活動へ期待すること

NPOなどの市民活動へ期待することのうち、具体的な活動としては、「子どもやひきこもりの人への居場所づくり」、「就労支援」や「食糧支援」が挙げられています。中でも、子どもに対する支援、特に学習支援については、複数の区市から希望として出されていました。

生活困窮者自立支援制度における支援過程上での役割としては、「支援対象者の発見・受入れ・フォローアップ」、「支援相談窓口の積極的な利用」、「公的制度外の支援」において、NPOなどの市民活動の力を期待する声が上がっています。

表 24 NPOなどの市民活動へ期待すること（主な回答）

- 子どもの居場所事業や学習支援事業の実施。
- ひきこもりの方への居場所づくり。
- 就労準備支援の場の提供。
- ボランティアの受入れ協力。
- 食糧支援等。
- 対象者の発見とフォローアップ協力。
- 当相談窓口の積極的な利用。
- 公的制度やサービスでは対応できない方への支援や、緊急的・一時的な食糧支援や就労支援。
- 分野によってさまざまだと思うので一概には言えないが、各市民活動の内容が本事業にリンクするものであれば、制度の周知を通じて協力いただけることがあればお願いしたい。

#### (5) 企業や商店等の活動へ期待すること

企業や商店等の活動に対して期待することは、(2)の社会福祉法人・福祉施設、事業所へ期待することで挙げられていた「就労への協力」を希望する意見が多く出されました。「求人情報の提供」という意見もありますが、アルバイトやトライアル雇用も含めた実際の受入れを望む声が多数です。

その他、「就労者の生活相談のための、支援相談窓口の積極的な利用」、今後に向けた取組みとして、まずは「商店会などとの懇談をしていきたい」「支援対象者の理解又は、価値を共有した支援ネットワークづくりを期待する」という意見もありました。

表 25 企業や商店等の活動へ期待すること（主な回答）

##### 就労

- 困窮者の就労の受入れ。
- 中間的就労の場の提供。
- トライアル雇用。
- 単純軽作業（他社とのコミュニケーション力を高く求めない）のアルバイトの柔軟な受入れ。
- ボランティア等での協力。
- 社会参加としての場所の提供。
- 身近な仕事の情報を提供していただきたい。
- 物資などの支援。
- 就労者の生活相談のための、当窓口の積極的な利用。

##### その他

- 商店会などとの懇談をしていきたい。
- 就労意欲がありながら就労は困難な方への理解又は、価値を共有して支援ネットワークづくりを期待する。



<東社協等の広域の取組みに期待すること>

5

## 貸付事業との連携、社会福祉法人の広域連携の推進、地域づくりのロールモデルの提起

東社協等の広域の取組みに期待することとして、「生活福祉資金貸付事業」が生活困窮者自立支援とより一層連携できるための運用の見直し、社会福祉法人の広域連携による「はたらくサポートとうきょう」の具体的な推進、地域づくりをすすめていくためのロールモデルの提起の3つが期待されている。

東社協等の広域の取組みへの期待では、「生活福祉資金貸付事業」について、「生活困窮者自立支援制度と連携しやすくすること」、「条件の緩和」や「利用までの期間短縮」等が提案されています。また、貸付事業の実施状況を具体的に把握して運用に活かしていくことも求められています。

東京都地域公益活動推進協議会の社会福祉法人の広域連携による地域公益活動として開始した、社会福祉法人の事業所が「はたらく場」を提供する「はたらくサポートとうきょう」に対しては、意見数としては少ないものの、「事業の充実」や「自立相談支援機関等からの相談を受けられるよう、登録事業者による状況把握」を期待する声がありました。

そして、広域の都道府県社協の取組みとして、「地域づくりのロールモデルとなる事例紹介」、「地域活動やボランティアとの連携促進」、「各地域に万遍なく体験就労ができる就労訓練事業所の開拓」も期待されているところです。

表 26 東社協等の広域の取組みに期待すること（主な回答）

### 生活福祉資金貸付事業

- 緊急小口資金や貸付制度について、生活困窮者の支援につながりやすいよう、利用しやすくしてほしい（次の収入日までのライフラインの復旧等）。
- 生活資金の貸付を増やしてほしい（金銭的にも条件的にも）。
- 生活困窮者の実情にあった貸付制度（審査期間の短縮、利用条件の緩和等）の見直し。
- 生活福祉資金に関する制度の運用について、生活困窮者自立支援制度と連携しやすいようにしてほしい。
- 東社協として「生活福祉資金貸付事業」などは既に実施しており、あとは地域づくりが課題との認識のようであるが、実情をよく把握してほしい。「生活福祉資金貸付事業」などは、地域ではほとんど機能していない。状況の把握と改善を望む。

### 就労

- 「はたらくサポートとうきょう」の登録事業所について、自立相談支援機関等からの相談を受けられるよう、一定程度の状況把握。
- 各地域に万遍なく体験就労ができる就労訓練事業所を開拓してほしい。
- 就労訓練ニーズのある困窮者と受入れ企業の仲介。

### その他

- 区市町村社会福祉協議会への制度等に関する周知の徹底。
- 相談者の自立を促すためには長期的には地域づくりが大切と言われています。そのロールモデルとなる事例を知らせてほしい。
- 地域活動やボランティア活動について、困窮窓口と連携を促進していただけたらと思う。
- 生活困窮者を支援するために活用可能な具体的な取り組み、相談員の支援の取組みを期待する。

生活困窮者自立支援法における  
地域のネットワークの活用に関する区市アンケート  
報告書



平成 29 年 3 月

【問合せ先】

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会  
総務部企画担当

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

TEL 03(3268)7171 FAX 03(3268)7433

<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>